

令和3年第4回美祢市議会定例会会議録（その3）

令和3年12月2日（木曜日）

1 出席議員

1番	石井和幸	2番	山下安憲
3番	田原義寛	4番	岡村隆
5番	藤井敏通	6番	村田弘司
7番	杉山武志	8番	坪井康男
9番	猶野智和	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	高木法生
13番	三好睦子	14番	荒山光広
15番	山中佳子	16番	竹岡昌治

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局係長	阿武泰貴
議会事務局主査	篠田真理		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	波佐間敏
教育長	中本喜弘	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	田辺剛
総務企画部長	藤澤和昭	市民福祉部長	志賀雅彦
建設農林部長	西田良平	観光商工部長	繁田誠
会計管理者	山本幸宏	教育委員会事務局 教育次長	末岡竜夫
上下水道局長	白井栄次	病院事業局 管理部長	安村芳武
消防長	松永潤		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

6 藤井敏通

7 山下安憲

8 杉 山 武 志

9 三 好 睦 子

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○副議長（山中佳子君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

議長は所用のため欠席しておりますので、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますようお願いいたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日配付してございますものは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○副議長（山中佳子君） 本日の議事日程は、配付いたしております日程表のとおりでございます。御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、石井和幸議員、山下安憲議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。藤井敏通議員。

〔藤井敏通君 発言席に着く〕

○5番（藤井敏通君） 会派みらいの藤井敏通です。

本日は、順序表に従いまして、一問一答で質問をさせていただきたいというふうに思っております。

本日の質問につきましては、既に配付しておりますけれども、病院——今取り組まれております、病院の改革プラン、これについて質問させていただきます。

質問に先立ちまして、昨年来のこのコロナ禍で、本当に病院関係者及び行政の関係者の皆様の本当にたゆまぬ努力によりまして、美祿市のコロナの注射っていうか、ワクチンが本当にスムーズにいきました。私も6月に2回打つことができました。本当にありがとうございました。この場を借りまして、その御苦勞に対してお礼申し上げます。

また、昨日より、3回目の接種も特に医療関係者から始まりました。第六波が心配された頃に、ここに来まして、びっくりするようなオミクロンという、えらい伝染性の強いような新しい変異株が出てきたということで、今、日本はもとより、世

界中大変な状況になっております。

多分、3回目のワクチン接種も予定よりも早まるかなというふうに思いますけれども、どうか医療関係者の皆様、あるいは行政の担当の皆様、今年はこの経験を生かして、迅速かつ的確に、しっかりワクチンの注射をやっていただきますよう、また、重ねてよろしくお願ひ申し上げます。

では、質問に入ります。

まず、質問につきましては、現状についてお聞きしたいと思います。

それで、議長、すみません。今言いました、全面的な病院改革プランについて、これについてお話ししたいと思いますので、皆さんに配信のほうお願ひできますでしょうか。

○副議長（山中佳子君） では、事務局、配信をお願いします。

○5番（藤井敏通君） どうもありがとうございます。

今、皆様のほうに配信していただきましたのは、今、ここ病院事業局のほうで取りまとめられました全面改定の改革プランでございます。

この22ページと23ページですか――に、市立病院と美東病院の収支計画表があると思いますので、まず、この表を御覧になっていただきたいなというふうに思います。

この表を見ますと、23ページに、市立病院のほうで、ずっと2016年から2025年までの実績及び計画の――単年度の資金収支計画が載っております。

市立病院では、16年、17年、18年と単年度見ますと、約2億円の資金不足というか。内部留保も16年に2億円あったものが、この3年で逆に2億円近い資金不足になっているということになっておりますし、また、次のページの美東病院におきましても、単年度につきましては、17年、18年はマイナスということですが、それ以降はプラスということで、計画では2021年には、ほぼ資金収支的にはイーブンと、こういう計画でございます。

ただ、この計画表は、19年が決算見込み、そして、20年は計画ということで、もう既に19年、20年決算も出ておりますので、この計画値に対して、実際の実績がどうであったか、お示し願ひたいというふうに思っております。

○副議長（山中佳子君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 藤井議員の御質問にお答えします。

本日は、幾つか資料を配信しながら御説明させていただきたいというふうに思います。

ただいま送信してお示ししているのは、収支計画のうち2019年度、2020年度の計画値、実績値を対比させた表であります。

改革プランの収支計画は、収益的収支と資本的収支の両方を統合した資金収支計画としております。

まず、左側が市立病院、これは2019年とありますが2019年度であります。計画値、実績値、差引というふうに記載しております。

実績値を説明させていただきますと、年間の経営成績を示す収益的収支がマイナスの9,300万円。

これは、左側にあります収益的収支差引き（ア）－（イ）①とありますが、その市立病院の19年の実績値の欄であります。マイナスの9,300万円。

資本的収支は5,000万円の資本増強等、頂きましたが、資本増強等によりマイナス600万円にとどまったことによって、現金支出を伴わない減価償却費——これは、左側に書いております②です。①、②、③を足したものが資金収支となりますが、単年度の資金収支は4,200万円のマイナスとなっております。

2020年度、右のほうに2020年度を記載しておりますが、2020年度、令和2年度においては、収益的収支がマイナスの4,600万円、資本的収支は2年目の資本増強もあって800万円のプラスとなったことにより、現金支出を伴わない減価償却費等も含めると、単年度資金収支1,100万円とプラスに転じたところであります。

美東病院にあっては、2019年、令和元年度においては、収益的収支がプラスの3,000万円、資本的収支は5,000万円の資本増強等によりマイナス400万円にとどまったことにより、現金支出を伴わない減価償却費も含めると、①、②、③を足し上げると、単年度の資金収支は6,400万円のプラスとなりました。

令和2年度においては、収益的収支がプラスの1億2,300万円、資本的収支は600万円のプラスになったことにより、現金支出を伴わない減価償却費等も含めると、単年度資金収支1億6,800万円となったところであります。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） どうもありがとうございました。

今の報告を見ますと、市立病院については、19年は計画よりも1,700万円資金収支的にはプラスだったけども、残念ながら去年は5,200万円、計画値に比べるとマイナス。ただし、単年度で見るとプラスに転じたと。

美東病院については、逆に、19年2,900万円、あるいは20年には、1億円を超える計画値になったということで、実績を見ると、当初計画よりもかなりいい、収支的にはよくなっているということで、きっと努力っていうか、計画がうまくいっているかなというふうに思います。

それで、次に、現実っていうか、今の現状の件で、次の質問なんですけれども。

実は、もし、これが公立病院ということではなくて、それこそ独立採算の病院ですとか、あるいは私企業の場合の収支ということを考えてときに、収益的収支の中の医療での収入っていうか、本来、この収入でもって、全ての収益収支の費用を賄った上で、設備投資なり、あるいはシステム等を導入するという資本的支出の分も賄って、なおかつ資金収支的にプラスだということが普通の企業では考えられるっていうか、求められていると思うんですね。

しかし、病院、特に公立病院という性格を考えますと、当然もう採算合わないからやめるとか、やらないっていうわけにはいかない。

例えば、緊急の患者を迎え入れるとか、あるいは住民の健康診断をやるとか、こういう、本当にやらざるを得ないような、そういう医療業務というのは当然あるし、これは、国においてもそういうことは国の費用で賄うっていうか——いうふうになっています。

で、この収支計画の中でいうところの収益的収支の中の収入ということを考えてときに、その医療業務によつての入院、あるいは外来、これ以外に、市からの繰入金というのが、当然、その収入の中に計上されているわけでした。

また、市からの繰入金というのは、資本的収入の中、これはもうほとんどがそういうことなんですけども——いうふうに計上されております。

で、次の質問なんですけれども、市からの繰入金というのを考えてみますと、先ほど言いましたように、公共的な役割ということを考えてときに、国から一般、または特別の支出金っていうか——ということで来る分と、市独自に出されるっていうか、その2つのものが一緒になって、一般——何ていいますか、繰入金ということで出ていると思うんです。

それで、お聞きしたいのは、令和2年での決算で結構なんですけれども、いわゆる一般財源っていうか——から市の繰入金ということで出ております。この金額のうちに、実質的に美祢市が負担しているというか、その金額はいくらあるかなというのをお聞きしたいなと思います。

ちなみに、決算書から、一般会計繰入金の総額というのは病院関係ということで、私のほうで拾ってみましたけれども、令和2年度で、市立病院で4億3,000万円、美東病院で5億4,900万円、介護老人保健施設で6,200万円、訪問看護で200万円、合計10億4,800万円——約10億5,000万円が繰入金ということで出ていますけれども、このうちの本当にいくら——正味、市のほうが負担してるかっていうのを教えてください。

○副議長（山中佳子君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 藤井議員の御質問にお答えいたします。

ここで、答弁に係る資料を配信いたします。

公営企業会計であります病院等事業会計は、自らの経営に伴う収入をもって経費を賄うという独立採算を原則としています。

しかしながら、地域住民の医療を確保するためには、不採算部門でも医療を行わなければならないという自治体病院の役割を考慮し、地方公営企業法において、性質上、経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費、災害復旧、その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計または他の特別会計において負担することが認められています。

また、この考え方に基づき、一般会計から繰り出すにあたっての基準が国において定められており、これを繰出基準と申しますが、この繰出基準に基づいて繰り出す場合は、市の一般会計に財源の一部として地方交付税が措置されます。

そのことを含む病院事業会計への繰入れの概要について、ただいま通知いたしました「病院等事業会計への一般会計等からの繰入額について」という資料に記載しております。

令和2年度で御説明しますと、一般会計及び国民健康保険事業特別会計から病院等事業会計へ繰り入れている金額は10億5,100万円ですが、繰出基準に基づく繰入額は8億400万円であり、そのうち地方交付税で措置されている額は4億8,400万円

となっております。

また、繰出基準に基づかない繰入額の2億4,800万円についても、そのうち7,300万円は国・県支出金などの財源措置があります。

このことから、令和2年度における病院等事業会計への繰入額のうち、財源措置のない額は4億9,500万円となっております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） どうもありがとうございました。

1つ確認なんですけれども、この基準に基づかない繰入額の中の財源措置のない額（F）というところで、令和2年には1億7,500万円ありますけど、これは、この中に1億円の例の資本投資っていう部分も入っていますね。（発言する者あり）分かりました。

ということは、ざっと言えば、10億円ぐらい一般財源から繰り入れているんだけど、そのうち市の実質的に負担しているのは約半分。ただし、その1億円の特別の資本金投資っていうのを除けば4億、約40%ぐらいが市だと、こういうことだと認識しましたが、よろしいでしょうか。

じゃあ、こういう前提でもう1つ、現状について確認させていただきます。

先ほど、ちょっと言いましたけども、令和元年と2年に、それぞれ両病院に5,000万円ずつ資本ということで合計2億円、市の財政から投資というか——されています。

それで、この計画——今後の計画を見ますと、少なくともそういう特別な資本というか、投資は入っておりますけれども、今後とも、本当にこういう特別な投資というか——は要らないのかなと。

と申しますのが、市立病院のほう見ますと、確かに昨年、単年度では、資金収支は単年度でプラスになったんですけれども、やはり、ずっと単年度見ますと赤字が続いてて、累積でもかなりの額になっているし。美東病院については、決算書類のバランスシートをちょっと見させていただいてるんですけども、単純に言うと、資産がですね——これ令和2年のバランスシートですけど、資産が20億8,000万円に対して、負債が23億7,200万円——24億と、もう資産よりも負債のほうが多くなっています。



通常、資産よりも負債が多いというのは、債務超過ということで、本当に、もう企業としては潰れてもおかしくない、そんなような状況だと思うんですけども。

この美東の債務超過というバランスシート、どうも、よく見て分かりません。ちょっとそここのところ、こういう債務超過でも大丈夫なのかと、正直、疑念がありますので、その点についてどうなのか、お答え願いたいと思います。

○副議長（山中佳子君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 藤井議員の令和元年度、令和2年度、両病院における資本金1億円が市から投入されているが、今後必要かという御質問にお答えします。

病院事業局としましては、一般会計から、2か年にわたって出資金を繰り入れていただいたところでありますが、今後は、さらに経営努力を図ることで、出資金の繰入れを必要としないよう努めてまいりたいと思っております。

なお、市立病院の資本——資金収支赤字、美東病院の債務超過の御指摘につきましては、管理部長から説明させていただきます。

以上でございます。

○副議長（山中佳子君） 安村病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（安村芳武君） 引き続き、藤井議員の御質問にお答えします。

まず、市議会9月定例会でお示ししている収支計画を送信いたします。

市立病院の資金収支の赤字が続いていることは御指摘のとおりでございます。

ただ、先ほど御説明いたしましたように、市立病院の収益的収支は、令和元年度においては、年間の経営成績を示す収益的収支が前年度比較で約8,000万円改善のマイナス9,300万円となりました。

また、令和2年度においては、収益的収支がさらに4,700万円の改善により、マイナスの4,600万円まで圧縮したところであります。

これには、地域包括ケア病床の拡充と、その地域包括ケア病床の運用が円滑に行えるようになったことが大きく寄与しております。

送信しました資料、下の参考の表を見ていただけますでしょうか。

その中の一般病床——一般と書いてあるのが一般病床の意味なんですけど、一般病床の診療単価の向上。2016年から2020年にわたって、診療単価が約5,000円弱上がっております。診療単価の向上とコロナ禍の中での一定の延べ入院患者数というと

ころを示しているところであります。

地域包括ケア病床にあっては、10対1の患者が一定の安定を見たところで、そちらの病床に変わっていただき、リハビリも行いながら在宅復帰ができるという病床でありますので、そういったところで、単価の向上と延べ入院患者の上昇というところで、地域に適合した病床であるということが示されていると考えております。

ただし、今年度は、当初より10月中旬まで、新型コロナウイルス感染症患者用の病床を設置し、病棟全体の看護師が不足することから、全病床138床ある中で90床未満での運用を続けていたことから、経営的には極めて厳しい状況であります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を経験した後の市民の皆様の受診行動の変化も予想できる場所であり、今後の病院経営について、楽観できる状況ではありません。

しかしながら、10月からのコロナ病床解除に伴い、この表にもありますが、下の参考の表の中の入院の療養のところを見ていただけますでしょうか。

2020年が療養のところの診療単価1万4,982円となっております。実は、2020年度当初から、療養病床のほうの病床再編、20対1か——20対1ということを考えておりまして、そういったことも含めると、単価も療養病床のほうも上がっていくというところを期待しております。

そういったことも含めて、市民の皆様に、身近なこの病院を受診していただいて、外来・入院の稼働率を上げることで、収益の向上を図っていきたいと考えております。

次に、美東病院の債務超過についてであります。

ただいま配信しました、この資料で説明させていただきます。

貸借対照表上、負債が資産を上回る状態を債務超過といいます。債務の返済が困難である可能性があるため、経営上の危険な兆候を示すものと言われております。

ここでは、平成26年度の地方公営企業の会計基準の変更により設けられた項目である繰延収益を見ていただけますでしょうか。

この図式の左側が美東病院になりますが、資産の部が20億7,900万円、負債の部が——これは、負債と資本合計で資産と釣り合うという形で貸借対照表は構成されておりますので、負債のほうが多い。したがって、資本のほうマイナスが立って初めて成り立つという形になっております。

この負債の中の繰延収益のところを見ていただけますでしょうか。

これは、資本的収支の中で受け入れた補助金や繰入金を、平成25年までは資本の部に計上しておりましたが、会計基準変更により、繰延収益として負債の部に計上することになったものであります。言わば、一括してもらった補助金を計上しておくポケットのようなものであります。考え方といたしましては、機械設備等の固定資産の減価償却、つまり一定期間で配分、費用化するのと同様に、その機械設備購入のための補助金等についても、一定期間で配分、収益化し、各年度の収益的収支における利益を正確に出そうとするものであります。

ここの——この表の下の方に、補助金の受入れと機器の購入について分配——配分している表を載せておりますが、補助金の受入れ、あるいは機器の購入は、資本的収支で表わされます。これが貸借対照表に反映されるという形になりますが、それを各年度に——その年度だけで使うものではありませんので、配分して行って、収益的収支、損益計算書のほうに反映させようとしています。

費用化のほうは、減価償却という項目の中で表わされ、収益化のほうは、長期前受金の戻入という形で表わされるということであります。

先ほど、市立病院の収支計画を御説明したときに、現金の支出を伴わない費用ということで、減価償却の部分を御説明しましたが、それについても、こういった相殺——収益化したものを除いたもので現金が残るというものを上げております。

もちろん、補助金等について我々には返済義務はありませんので、繰延収益は債務超過を問題とする場合の前提となる、返済義務のある負債ではないという意味で、通常言われる危険な債務超過の状態にあるとは捉えておりません。

債務超過を問題とする場合、資本を増やすか、負債を減らすかということになりますが、私どもとしては、美東病院では、現在資金が回っており、毎年度純利益を積み上げていく中で利益剰余金を生み出し、このような状態を解消したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。

公会計は、一般の会計とはちょっとやり方も違うし、考え方も違うんだなっていうのは分かりました。

先ほど配信していただきましたこの表を見ると、繰延収益のところっていうのが、

実質的には返済義務がない負債ということなので、これを除けば、確かに、今部長が言われたようなことで、特に危ない資金ショートっていうか——ということではないというのは、この説明で分かりました。ありがとうございます。

それで、今3つ、現状を確認させていただいたんですけれども、まず1つが、単年度収支については、昨年、一昨年と、この改革プランに沿ってっていうか、かなり改善が見られておるし、市立病院においても、昨年は単年度でも、何とか資金収支が黒になったということ。

そして、実質的に、美祢市のほうが負担している繰入金は、トータルの10億円ぐらいの繰入金の中の4割ぐらいということ。

あと、美東病院等のバランスシートで、いわゆる債務のほうが資産よりも多い債務超過じゃないかということについては、公会計の特殊なやり方っていうか繰延収益、すなわち、返済義務のない負債ということを考えて、それを除いて考えると、そんなショートしてないと、こういうのが今の病院経営の現状ということを確認させていただきました。

それで、次の質問なんですけれども、じゃあこういう今の現状を踏まえながら、改革プランということ、しかも、それを全面的に改定されたということですね。

改革ということは、少なくとも何かを変える、あるいは問題を解決するっていうか、方法を変えるということだろうと思います。

それで、ずばりお聞きしますけれども、今回、この全面改定の改革プランの柱、これは何でしょうか。ずばりお聞きします。簡潔にお答えください。

○副議長（山中佳子君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 藤井議員の改革プランの柱は何かという御質問にお答えします。

新美祢市病院改革プランの柱は、市立2病院の僻地の公立病院としての役割を明確にし、その役割を果たすために設定した課題であります。

大きく分ければ、僻地の公立病院としての医療資源の整備と、診療所・介護施設・市外病院との連携、この2点でございます。

医療資源の整備については、まず、地域の患者像と一致する病床を確保すること、これは、先ほどから申し上げております地域包括ケア病床であり、また20対1の機能を持った療養病床の確保であります。

もう1点は、僻地病院の役割に適した医師の確保であり、具体的には、総合診療医の確保であります。

総合診療医とは、幅広い視野で患者と地域をみる医師、つまり、高血圧、心臓病、肺炎、腎臓病、糖尿病、がん、あるいは神経症など、様々な病気を診断治療するオールマイティの医師であります。その医師が——総合診療医が地域にあっては、予防介護など、他の職種の方々と協力し、中心となって行う医師と言えます。

なお、県や山口大学医学部の御理解と御支援の下、来年度——来年の4月から総合診療医が2名、専門課程を経て、市立病院に配置される予定であることを付け加えさせていただきたいと思えます。

診療所・介護施設・市外病院との連携については、日々のやりとりの中で地道に進めておりますが、昨年度から常勤となった整形外科医との関係においては、特に連携が進んでいると考えております。

以上でございます。

○副議長（山中佳子君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。非常に、端的によく分かりました。

この改革の柱が2つ、僻地の病院としての施設の整備及び地域の連携と。特に、地域包括ケア、僻地ですし、非常にお年寄りが多いと、こういう実態を踏まえながら、それにふさわしい医療体制、これをやっていくということかなと、今のお聞きしまして、確認をいたしました。

それで、柱はそういうことですがけれども、じゃあ具体的に、一番肝心なのは、その柱を実現っていうか、それを目標というか実現するために、具体的に、何をどのタイミングでやるかっていうことが非常に重要だと思います。

そういう意味で、再度、この柱を実現するために、具体的にどのような方策を今取られ、今後取られようとしているのか、この点について、改めてお聞きしたいと思えます。

○副議長（山中佳子君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 藤井議員の具体的な方法、実現するための条件は何かという御質問ですが、改革プランは基本的には、市立2病院側として取り組むべき課題を示したものであります。職員が一丸となって取り組まなければ実現できないものであり、これが条件といってよいと思うところでございます。

このコロナ禍での地域包括ケア病床の運用や20対1療養病床の整備については、看護師をはじめとする医療スタッフが一丸となって取り組んだ結果、実現できたものであり、職員には感謝しております。

今後は、より運用のレベルの高さを求められることとなりますが、引き続き職員が力を合わせ、進めていきたいと考えております。

また、市民の皆様には、僻地の公立病院であるからこそ、専門にとどまらない体全体を診ることのできる医師や看護師を市立2病院が有しているということを御理解いただき、ぜひ、市立2病院を利活用していただきたいと思っており、それだからこそ、改革プランが意味を持つものではないだろうかと考えておる次第でございます。

病院事業局としましても、この点については、さらに広く広報していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山中佳子君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） 今、高橋病院事業管理者より、この柱を実現するために、何よりも大事な具体的なことってというのは、職員が一丸となって、この目標に取り組むとおっしゃいました。まさに、私もそうだと思います。

組織として、やはり機能というか、本当に力を発揮するっていうのは、その組織に所属する一人一人が共通の目標を持って、それぞれの役割を自覚して新しいことに取り組むというか、積極的に取り組んでいくということだろうと思います。

奇々な例ですけど、今年の日本シリーズは、パ・リーグはオリックス・バファローズ、セ・リーグはヤクルトスワローズと、これ、いみじくも、去年は両方とも最下位でした。最下位のチームが一挙に首位に立つと。これは多分、一番の大きい要因はマネジメントだと思うわけです。両監督が、本当に選手のやる気を引き出して、関係を巻き込んで、そして、一丸となって勝利すると。そういうことで、今回の結果になったんじゃないかなと思います。

組織っていうのは、本当に指揮官というか、旗振りというか、そういう人がいて、一生懸命やる、それを周りがついていくということだろうと思いますんで、本当に、ぜひ、そういう体制をつくっていただいて、本当に組織がいきいきしていると、そして、そこにいる一人一人が、本当に自分の役割を自覚していきいきしている、そんなような病院経営をしていただければと思います。

実は、私、美東病院のほうに、今定期的に健康診断というか、かかっておるんですけど、やはり美東病院に行って、本当に、医師あるいは看護師、スタッフ、きびきび自分の仕事、本当に自分の仕事だというふうに感じてやられているのがよく分かります。

やはり、そういうところ、そういう雰囲気であれば、安心して本当に、よし、ここで診療を受けようかなという気にもなりますし、ぜひ、そういう雰囲気をつくって、さらにこの改革を進めていただきたいなというふうに思います。

それで、あともう2つ、ちょっと質問でございますけれど、1つは、グリーンヒル、市立病院には隣接してグリーンヒル美祢、いわゆる老健っていう介護老人保健施設がありますね。あと、訪問看護ステーションというものもございます。

この介護老人保健施設っていうのは、例えば、特養とか比べてみても、目的が回復期っていうか、要は、リハビリも専門の理学療法士とかがいて、主にそういう日常生活ができるような機能回復っていうか、こういうのもそこにある。で、医師がすぐ横にいるというふうなことで、本当に機能の回復とかいうことに対しては、非常にいい施設だろうと思いますし。

また、訪問看護につきましては、私、以前テレビで、長野の訪問看護というのを見たことがございまして、それは、訪問看護をされる看護師の方が、いわゆる地域のお年寄り、あるいはお年寄りだけじゃなくて地域の皆さんの病気予防というふうなことをメインで、体操あるいは食事の指導とか、そういうのもやられているっていうのを、もう随分前ですけど見ました。で、同じようなことを、島根県の山間部のほうでもやられているっていうのもニュースで拝見しまして、こういう取組っていうのは本当にいいなと。

というのが、病気になったから病院に行って治療を受けるというよりも、病気になるないように普段から健康管理をすとかいうふうなことが、本当は一番大事なことなんじゃないかなと。病気になる、すなわち国民健康保険なり、そういう保険料の支払いも少なくなつて済むというふうなことにもつながると思いますし。

ぜひ、この介護老人保健施設、あるいは訪問看護ステーション、これを今回の改革プランの中にしっかり位置づけていただいて、本当にこれがあることが、さらにこの改革を進めるようなことになればいいなと思うんですけれども、この2つの施設につきまして、今後の展開というか、その辺、改革プランの中にどう位置づけら

れているかなっていうのを御質問というか——質問させていただきたいと思います。

○副議長（山中佳子君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 介護老人保健施設グリーンヒル美祢について、改革プランにおけるこの施設の位置づけと、今後の展開についての御質問にお答えしたいと思います。

基本的には、改革プランは病院に関して定めているものであり、介護老人保健施設グリーンヒル美祢については、記載していないのが実情でございます。

これまで、介護老人保健施設は、在宅復帰の中間施設として役割を果たしてきました。しかし、少子高齢化時代を迎え、施設内での看取り、認知症の支援など、多彩な社会的ニーズが出現してまいりました。

これらのニーズに確実に対応していくためには、医療、福祉関連機関等、並びに多職種の方々ともこれまで以上の連携を保ち、介護老人保健施設本来の在宅復帰・在宅支援の理念を時勢や地域特性にいかにか適合させていくかが必要だと感じております。

したがって、改革プランの位置づけの前に、地域包括ケアシステム構築の中で、地域の実態に即応した重要な役割を果たすべきと考えております。

皆さん御承知のとおり、市立病院とグリーンヒル美祢は隣接しておりますので、どちらの施設とも連携を保ちながら、さらに密接に介護等を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（山中佳子君） 訪問看護ステーションは。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 失礼しました。

訪問看護ステーションについての御質問でございますが、訪問看護ステーションの役割としましては、看護師がかかりつけ医の指示の下、お宅に訪問することによって、その方の病態に応じた看護を行うことにあります。

美祢市においても、自宅での療養を強く希望される患者や家族の方がおられ、その期待に応えるとの方針の下で運営しております。

また、改革プランとの関連については、総合診療医が地域に出ることを1つの特性としており、時間的制約等で総合診療医の訪問診療が及ばない部分を訪問看護に委ねるといったことが考えられ、その結果、市立病院と訪問看護ステーションの結



びつきをより深めることができると考えております。

来年の4月から、総合診療医が2人配属されることによって、彼らはフィールドワーク、つまり病院外に出ているような疾患の予防とか、保健衛生等を自分たちの仕事の1つとしてやってくれるというふうに聞いておりますので、彼らにそういった在宅なんかの——在宅診療等を期待しております。

以上でございます。

○副議長（山中佳子君） 藤井議員。

○5番（藤井敏通君） ありがとうございます。

私個人も、また、多分この美祢に住まわれている全ての皆さんが、やはり安心して暮らせる、その条件としては、本当に市立病院があり、美東病院があり、また、それ以外の病院もあるという、医療がやっぱり近くにあるというのが、本当に何よりの条件だと本当に思います。

そういう意味で、この両病院が今後ともしっかりと経営できて、続かなければなりません。ただ、やみくもに、とにかく残さんといかんというだけでは、残念ながら、今後ずっと残るということはできない。あくまでも、本当にそれなりの経営をして、しっかり運営ができていくという条件だろうと思います。

そういう意味で、今回、今策定され実行されている改革プランについて、私なりに現状をお聞きした上で、今後の方向性についてお聞きして、安心したところでございます。

もう1つ、最後になりますけれども、やはり今からの世の中というか、今までもそうだったかもしれませんが、本当に特徴があって、それを地域の人、あるいは市外の人もしっかりその価値を認めていただく、そのような病院であり、そのようなものでなければ、なかなか生き残っていけないなど。

そういう意味で、美東病院、市立病院、これの最大の特徴は、やはり先ほどお話ありましたように、総合診療、これをしっかりやっているところだということだろうと思うんです。

だから、今後とも、本当にこの総合診療という特徴を生かし、地域で関係する機関一緒になって包括的なケアをやっていくという、言わば、美祢型のそういう包括ケアが病院を中心にできれば、きっと市内だけじゃなくて、市外からの患者さんも増えるだろうと思いますし、それで経営も安定してくるというふうに思います。

どうか、今目指されております総合診療というのを看板に、本当に特徴がある、美祢市に行けば安心して療養できると、こういう病院づくりであり、地域づくりをぜひ一緒にやっていたらいいなというふうに思います。今後とも、どうか本当によろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

〔藤井敏通君 自席に着く〕

○副議長（山中佳子君） この際、11時10分まで休憩をいたします。

午前10時57分休憩

---

午前11時10分再開

○副議長（山中佳子君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。山下安憲議員。

〔山下安憲君 発言席に着く〕

○2番（山下安憲君） 日本共産党の山下安憲です。本日は、一般質問順序表に従って質問させていただきます。

まず、定住政策についてということで、お尋ねしたいと思います。

総務省統計局によりますと、平成30年住宅土地統計調査によつては、全国で総住宅数に占める空き家の割合が13.6%となって、今、過去最高の数字となっております。これは、2013年の調査時よりも3.2%増加、そして、山口県においても、空き家の割合17.6%で、全国で9位です。

このような空き家所有者——このような中で、空き家所有者は、空き家にしておくという人が28%、賃貸・売却用っていうのが22.6%、セカンドハウス、別荘も含めて18.1%というふうなアンケート結果が出ております。

このうち、賃貸住宅用と答えた人は、空き家における利用にあたっての課題が何かというと、買手、借手の少なさ42.3%、住宅の傷み30.5%、設備や建具の古さ、これが26.9%というふうに、やはり手放すにおいて、手放せない理由というのが明らかになっているということなんですね。

ただ、これがそのまま空き家の状態で放置されると、安全面や衛生面、そして、景観面と治安面というもので問題が発生する。特定空家等っていうものに指定されてしまうということなんですね。

で、全国的にこの空き家問題が広がる中で、美祢市においては、今空き家の状況というのはどんな状態にあるかお願いいたします。

○副議長（山中佳子君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） ただいまの御質問にお答えいたします。

平成31年の3月に策定をいたしました美祢市の空き家等対策計画の時点での戸数になりますが、1,337件の空き家ということでございます。

このうち、危険度というところで、AからEまでのランク分けをしているわけなんですけども、特に危険度が大きいものにつきましては223戸ということでございます。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 空き家というのが、今223戸、危険だということですね。危険な状態になる前の段階の部分もたくさんあると思います。

そうですね、空き家、住み手が居なくなったりとか、もうその持ち主が亡くなられた、そういうふうなものも含めて、恐らく皆さんの住んでいる中には、かなり見受けられると思うんですね。

空き家を増やさないための政策として、空き家バンクというのがあると思います。その空き家バンクっていうのが、インターネットで、美祢市のホームページでも今見れるようになっているということで、前はすごく数が少なかった。十四、五戸ぐらいしかなかったんだと思うんですけども、今見ると、ちょっと増えて二四、五戸になってましたですかね。売家もあるし、貸家もあるということで、少しはちょっと前進したのかなと思います。

それでも、やはりまだまだ移住・定住政策にもっていきには数は少ないし、また、魅力的な物件があるかというのと、こんなに古いのにこんなに高いのという、こういった値段のつけ方だろうとか思いながら——思うものもあります。

全国からそうやって、全国の目にさらしてというか、皆さんに見てもらって、来てもらおう数としては、まだまだ少ないのかなと。

で、空き家を見つけていくというか、まだ、こういうふうな空き家バンクに登録されてないような空き家というものには、なぜ空き家バンクに登録されないのかなっていう、そのいきさつとかもあるかと思っています。

で、やっぱり、少しお聞きしたのは、行政のほうで見つけていくんですけども、なかなか空き家になったいきさつが、個人情報というか、そういったものでなかなか考えにくいというか、そうですね、対策がしにくいという面もあるんですけども。

実際、空き家を増やさないってということで、実際の今、空き家バンクとして登録するのに御尽力いただいている具体的な方法というのは、どんなのがあるか、今の段階で教えていただくことはできますでしょうか。

○副議長（山中佳子君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 山下議員の御質問にお答えします。

まず、空き家等有効活用の取組としまして、本市では、空き家等情報バンク制度、これ以降、空き家バンクとありますが——に取り組んでおります。

この制度は、借りたい方、買いたい方と、貸したい方、売りたい方が空き家バンクを介して紹介する制度で、本市では平成20年から開始しております。

さらに、市では、令和元年12月から空き家バンクの登録申込み等について、地域に密着している市内の郵便局16か所で、相談や登録受付などを行っています。

ぜひ、市民の皆様におかれましても、本市の空き家バンクの取組について、空き家を所有しておられるお知り合いの方がいらっしゃれば、周知していただければと思っております。

まず、これまでの実績についてですが、空き家バンクを開始して以来、本年10月末現在で、延べ118世帯が御成約されており、311の方が本市にお住まいであります。なお、成約者の内訳については、市外在住の方が62世帯158人、市内在住の方が56世帯153人となっております。

続いて、空き家バンクの現状についてであります。本年4月1日以降、24件の物件と38人の利用者をそれぞれ新たに登録し、その結果、10月末現在において、登録物件数は28件、利用希望者数は79人となっております。

先ほど議員もおっしゃられましたが、登録物件については、現在、「移住・定住支援サイトすんでみ〜ね」で公開しております。

次に、関係部署との連携としまして、平成29年度に、空き家を適正に管理するためのデータベースである美祢市空家台帳システムを建設課が構築しており、その台帳の情報を活用しているところであります。さらに、建設課と連携し、空き家対策

セミナー、空き家無料相談会を開催しており、空き家を有効活用していただくため、空き家バンクの相談を受け付けております。

また、空き家バンクの取組に併せまして、登録空き家等のリフォーム、空き家等登記、家財片づけ、及び転入者奨励金の補助制度を重層的に取り組んでいるところであります。

地区の皆様方からということを先ほど山下議員おっしゃられましたが、そのことについては、地区の空き家の状況を把握しているのは、やはり地区にお住まいの方だと思っております。地域の実情に詳しい区長及び近隣の方々から情報提供や、空き家の関係者に空き家バンクへの登録を促していただくというのも1つの有効な手段と考えております。

まずは、市民の皆様は、この空き家バンクについて、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 空き家バンクの取組、だんだん進化しているということでお聞きしました。

全国からは、美祢市に住みたい、住家とか探したりする場合に、その空き家、一戸建てっていうのだけではなくて、いろいろと御事情もあつたり、予算等もあると思うんですけども、やっぱり市営住宅とか、そういうふうに市営住宅を探されてるとか、公営住宅を探されてるっていう方も中にはいらっしゃると思います。

インターネットとかを見ますと、市営住宅等の情報というのが、なかなか行き着くことが難しい状況、美祢市のホームページにたどり着いたとしても、何かあんまりこう前面に出してないというか、何かそういうふうな印象を受けるんですけども。

この市営住宅等々の入居の——入居できるのかとか、入居条件とかそういったものっていうのを、実際には広く公表していったりとか、そういうふうな取組というのはないのでしょうか。

○副議長（山中佳子君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

市営住宅における空き家情報の提供についてであります。

市営住宅は、公営住宅法などに基つきまして、原則として公募により入居者を募集することとなっております。

公募にあたっては、美祢市営住宅条例において「市営住宅の名称、設置場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申込方法、選考方法の概略及び入居時期その他必要な事項を公示する」と定めております。

本市では、定期募集として、公募の期間を原則として偶数月の1日から15日の間としており、広報「げんきみね。」、美祢市有線テレビ及びホームページにおいてお知らせをしているところですが、公募の期間外につきましては、空き状況を公表していないため、引っ越しなどで急遽市営住宅への入居を希望される方へ御不便をおかけしている状況でございます。

このことについて、本年度、改善策などを慎重に検討した結果、令和3年12月1日より、定期募集による公募を行った上で入居資格を有する希望者がいらっしやなかった住宅につきましては、随時募集を行うことといたしました。

随時募集を行う住宅については、入居資格を有する希望者が申込みの先着順で入居が可能となりますことから、3月、4月の転勤時期等にも柔軟に対応できるなど、定住施策に対しましても一定の効果があるものと期待しております。

なお、議員言われました情報提供ということですが、この随時募集を行う住宅につきましては、ホームページに一覧表を掲載することによって、空き状況をリアルタイムで情報提供することとしております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） ホームページでリアルタイムで空き情報の提供というのは、本当にありがたいことです。今までちょっと見当たらなかったもので、これがあれば、やっぱり美祢市を移住先に考えていらっしやる方も、情報が少し入ってきて安心するかと思います。

それで、昨年、民法改正があって、その中で、それにまつわって、日本弁護士連合会のほうからも要望書が出されたんですけども、公営住宅に入居するときの連帯保証人というものをもっと人数を緩和して、連帯保証人の数を減らしたり、無くしたりしていかないと、生活困窮者等々のそういうふうな生活支援とかに寄与しないんじゃないかと、そういうふうなものがあつたんですけども。

それを受けてでしょうか、山口県内の自治体も、公営住宅に入居するときの保証人の数というのがだんだん減ってきた自治体もあります。

で、不要——連帯保証人が不要という、要らないという下関市、山口市、萩市。山口市、萩市は、緊急連絡先が1人、2人要るんですけども、あと周南市というふうに、入る条件がすごく緩和されているというふうな実態があるかと思います。

その中で、美祢市はまだ、いまだに連帯保証人を2人つけないと入れないというふうなのが原則になっておるんですけども、これによって、ちょっと過去、入りにくいというか、入るのに苦労された事例もありまして、こういうふうな実態、民法でも言っている弁護士会でも要望書が出されているように、少しでも緩和していければいいのかなと思うんですけど。

これ、美祢市2人なんですけど、1人とか不要にするっていうことは、これは可能なんでしょうか。

○副議長（山中佳子君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

連帯保証人については、議員言われましたとおり、民法の改正によりまして、令和2年4月1日より連帯保証人の保証の上限額、及び民法第465条の2で規定するところの極度額を定めることになりました。

このため、本市においても美祢市営住宅条例等の改正を行い、令和2年4月1日より連帯保証人の規定について、4点の変更を行っております。

まず1点目としまして、連帯保証人の保証の上限額を入居当初家賃の6か月分と定め、保証の上限額の軽減を図りました。

2点目としまして、特定公共賃貸住宅及び定住促進住宅において、連帯保証人の市内居住要件を撤廃し、市外あるいは県外でも連帯保証人になることが可能となりました。

3点目といたしまして、「入居決定者と同程度以上の収入を有する者」という規定を削除し、収入条件の撤廃を行っております。これにより、居住地において市税等の滞納がない方であれば、非課税世帯の方でも連帯保証人になることが可能となりました。

4点目として、「独立の生計を営み」という規定を削除し、例えば、両親2人が連帯保証人になることが可能となりました。

以上の改正により、連帯保証人の条件は、従前に比べて大きく緩和しておりますが、その一方で、被災者や高齢の方など個別の条件によりまして、連帯保証人を2人確保することが困難な場合があります。

このため、美祢市営住宅条例において、市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、請書に連帯保証人の連名を必要としないこととすることができるとい規定を設け、申込者の諸事情をしっかりとお聞きした上で、特別な事情に該当する場合には連帯保証人を1人とするなどの対応を行っているところでございます。

なお、現状といたしましては、現在も連帯保証人を2人としておりますが、その理由の1つとして、市営住宅の契約は民間の賃貸住宅とは異なり、契約の更新を不要とする期限に定めがない契約となっているため、入居後、一定の期間を経過した段階で連帯保証人と連絡が取れない、あるいは取りづらい状況が発生する場合もございます。

したがいまして、連帯保証人を1人にするについては、慎重な判断が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 連帯保証人の必要数なんですけれども、期限を定めない——確かにそうですね。入居している人はいるけれども、連帯保証人そのものの所在が分からなくなる、それはあるかと思えます。ただ、あんまり今度は、最初に入るとき連帯保証人の人数にとらわれてしまうと、入るときに困る方もいらっしゃるということで、これは一長一短あるとは思いますがけれども、臨機応変にというか、やっぱり入居したい方の状況に寄り添って、これからも対応していただけたらと思えます。

次なんですけれども、移住政策にも関わるんですけども、今度は、皆さん御先祖様とか、まずお墓の件ですね。

都会のほうでは、もうお墓とかがなかなか確保できないとか、手入れができない、面倒ができないということで、集合墓地に持って行ったりとか、それから、お墓をもう廃止というか——してしまうということもされているところが多いと思えます。

ただ、そういった中で、美祢市においては、まだまだ御先祖様を大切にされる方で、なかなか手入れには来れないけれども、どうしてもお墓を美祢市に移したい、



今、公営墓地があるんですけれども、そちらのほうに移したいという声もあります。

で、都会から定住・移住でこちらに来られて、そして、核家族でも、そのうち三世四世代の家族としてずっと住んでもらえるのであれば、このお墓の問題というのは、自然と出てくるのかなと思うんですけれども。

今、公営墓地の状況ですね。なかなか使いたくても、利用したくても、今ちょっと空きがないとか、そういう答えが返ってきたということで、市民の方からお声を聞いたんですけども、今の使用状況を教えていただけたらと思います。

○副議長（山中佳子君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 山下議員の御質問にお答えをいたします。

現在、市が設置し管理している墓地は、大嶺町東分にある美祢市中央墓園の1施設となっております。

美祢市中央墓園は、平成2年に設置をしておりますが、その後、一部の区画において地盤沈下が見られたことから、その区画の移転先として、平成19年に隣接地を整備し、現在の区画数は総数で500区画となっております。

区画の中には、墓地使用の継承者が遠方にお住まいの場合など、管理が困難という理由で返還されるため、一定の区画数がそろった時点で新たな使用者を募集しており、平成28年度に6区画、平成30年度に10区画の募集を行っております。

近隣の他市においては、市営墓地の募集を随時行っている事例もありますが、本市においては、市営の墓地は先ほど申しあげました美祢市中央墓園の1施設のみであり、一部の区画において地盤沈下が見られることから、一定の区画数をその移転先として確保しなければならず、区画の返還の都度、次の使用者を募集することは困難であると考えております。

また、平成30年度に行った10区画の募集の際には、最終的に使用を許可したのは5件であり、空き状況の問合せについても、年に数件という状況を考慮し、また、民営の墓地等もありますことから、今後とも適切な時期に使用者の募集を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 今、状況が分かりました。

市民の方から、空きはないのかなというふうなことで言われたのもありまして、

区画の拡大とか、そういったのもお願いしてみようかということでしたんですけど、そういうふうに適切に対応していただけるということで、今のところ納得がいったかなと思います。

ちょっと再質問なんですけれども、お墓って、契約してお墓を建ててない方っていうのが、中にはいらっしゃるかもしれないけど、そういう状態のときっていうのは、何か返還しなければいけないような規定というのは、何か期限とかいうのはあるんでしょうか。

○副議長（山中佳子君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 山下議員の再質問にお答えをいたします。

契約後につきましては、そこに墓があるないという確認はしておりません。契約されたら、あくまでもその人の、契約をされた方の所有になります。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） ありがとうございます。

空き家と市営住宅、そして墓地についても、これから美祢市の魅力をしっかり広めていく中で、やはりいろいろと問合せがあったりとか、問題に当たるところではあると思いますので、しっかり対策を練っていけたらなとは思っております。

次の質問に移ります。

新型コロナで加速しましたGIGAスクール構想。文部科学省が2019年12月に発表したGIGAスクール構想では、新型コロナウイルス感染症の感染対策を受けて1人1台端末整備が大きく前倒しされました。

コロナにおける臨時休校の折には、ビジネスにおけるテレワークと同様に、全ての子どもが家庭でも授業が受けられるようにという通信環境整備も進められてきました。

現在、学校現場では、授業の中で様々な取組が試みられているんですけれども、そのような中、今年、デジタル庁による「GIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケート結果及び今後の方向性」というのがあります。

議長、すみません。ここで資料のほうお願いいたします。

○副議長（山中佳子君） 分かりました。配信をお願いします。

○2番（山下安憲君） 届きましたでしょうか。アンケートの結果のほうだけを、す

みません、一部お送りしております。

その中で、GIGAスクール構想の部分で、1人1台端末の環境の中で、現場でいろいろと問題視されたものとか、いろいろなものが出てきました。

その中で、子どもたちに聞いてみると、身近な回答で、ネットワーク回線が遅いと。要するに、人数たくさん受けた場合に、回線の弱さで、ちょっとその進行が止まってしまうとかいうのは聞きます。

そして、あとは端末の持ち帰りとかには制限もあるというか、家庭の通信環境がまだうまく整ってないとか、そういうふうなことは、この紙に書かれている部分と同じようなことが現場でも言われております。

この中で、こういうふうなアンケートの結果が出たんですけれども、美祢市の、このICT教育におけるこういうふうなアンケートを受けて問題点と、あと、この後の解決方法、方向性というのがありましたらよろしくお願いします。

○副議長（山中佳子君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、山下議員のICT教育についての現状と課題についての御質問にお答えをしたいと思います。

美祢市においては、これまでの市議会一般質問で御説明させていただいておりますとおり、国のGIGAスクール構想の実現に向け、市内の全ての児童生徒に1人1台タブレット端末を貸与するとともに、各学校の高速通信と全ての普通教室におけるWi-Fi環境の整備を令和2年度中に完了したところであります。

また、貸与したタブレット端末を家庭に持ち帰って学習をする際の通信環境を充実させるための補助制度により、新たにWi-Fiを整備した家庭に補助するなどの取組も進めてまいりました。

また、これらの環境整備とともに、教育委員会事務局主催のタブレット端末の活用研修や各校の校内研修などにより、教職員のICTリテラシーや授業でのICT活用のスキル向上にも取り組み、令和3年度は、各学校で貸与したタブレット端末を活用した授業や家庭への持ち帰りなどに積極的に取り組んでおるところでございます。

1人1台のタブレット端末の活用例としては、教科の授業はもちろんのこと、様々な学習場面でインターネットを介しての調べ学習を行ったり、AI型の学習教材ソフトを授業のまとめや振り返りの学習、朝学での個別学習及び家庭での復習などに活用しております。

また、ウェブ会議用アプリケーションなどを利用して、市内外の学校をオンラインでつないでの交流活動や合同事業、自分で撮影した写真や作成したグラフなどのデータをプレゼンテーションソフトなどで発表資料として作成し、それぞれの端末上で共有しながら発表し合う学習などにも活用しているところがございます。

議員御指摘の、国が全国の児童生徒、保護者及び教職員を対象とする令和3年7月に実施したGIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートでは、9月に結果及び今後の方向性についてお示しをされたところがございます。

このアンケートで明らかになった主な課題としては、議員御指摘のとおり、ネットワーク環境が——回線が遅い、家庭の通信環境の支援が必要、あるいは教職員の端末が未整備であるといった環境整備に関する課題や、教職員などの意識改革が必要、あるいは教員のICT研修が不十分であるといった教職員に関する課題、そのほか、効果的な活用事例が不足している、一部教員に負担が集中する、あるいは専門人材によるサポートが不十分であるといったICTを活用する際におけるサポート面での課題などが挙げられております。

本市においても、ネットワーク回線や家庭の通信環境の未整備、教職員の意識改革やICTリテラシーの不足等、同様の課題が各学校から報告されております。

環境整備に関する課題については、報告を受ける都度、業者とともに解決に向けての対応を継続して行っているところであります。

教職員の課題については、市議会6月定例会の一般質問においても答弁しましたように、児童生徒数や学級数などの学校規模、あるいはICT活用に堪能な技術を持った教員が多く在籍しているかなどの違いによって、授業における活用状況や家庭への持ち帰りの状況において差異があり、教職員の意識を変えるための教育委員会主催の研修、ICTリテラシー、あるいは活用スキル向上のための校内研修の充実にも引き続き取り組んでおるところでございます。

国のGIGAスクール構想に関する教育関係者へのアンケートの結果及び今後の方向性については、全国の学校現場における様々な活用場面での工夫例が多数示されており、これらの情報を市内教職員と共有するとともに、ICTの様々な活用方法に積極的にチャレンジするよう働きかけ、教育の機会均等を図るためにも、学校間及び学級間の格差の是正に向けて継続して取り組んでまいります。

これらの取組によって、ICTを日常使いの文房具と同じように活用をし、誰一人

取り残すことのない個別最適な学びと協働的な学び、そして、好奇心や挑戦する力を育む、美祢市ならではの呼べる創造的な学びの実現のために努力してまいり所存でございます。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 1人1台端末で、コロナ禍も本当に——コロナ禍が合わさったかのように、このGIGAスクール構想進んでまいりました。

これから、考えたくはないんですけども、もしも、次のまたコロナ禍というのがあったときに、もう今までのノウハウを全て使って、教育の進行が遅れないように使っていけるのではないかなと思って、これは期待しております。

今の使っている状況からもっと発展させて、映像のコンテンツをたくさん入れたりと、本当になかなか学校の現場の先生だけでは手の届かないような、そういうふうな教育の在り方とかも模索していけるんじゃないかと思っておりますので、これからはしっかり使い倒すということによってやっていただけたらと思います。

次に、公設塾の話なんですけれども、篠田市長の肝入り政策です。

公設塾minetoが今年スタートしました。それで、この公設塾、私たち民業にはちょっとできないような個性的な講師陣が独創的な教育手法で生徒たちを引っ張っていくというカリキュラムは、本当に感心するというか、魅力的であると思っております。

まだ始まったばかりなんですけれども、現在、受講している生徒が美祢地域在住の方がほとんどで、美東・秋芳地区のお子さんがまだ僅かであるとお聞きしております。この状況、本当に始まったばかりなので、これが聞いていいのかどうか分からないんですけども、この状況については、どのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○副議長（山中佳子君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、山下議員の公設塾についての御質問にお答えをいたします。

皆様御承知のように、公設塾minetoは9月に開塾し、子どもたちの好奇心を引き出し、新しいことに挑戦する力を育てるというコンセプトの下、子どもたちの興味関心を引き出す「好奇心のトビラ」及びその興味関心に沿って探求学習を行う「挑

戦のトビラ」の授業を中心として、自習形式の学習による教科指導を行う「知のトビラ」と、併せて3種類の授業を実施しているところであります。

旧消防本部を開設場所としており、美東中学校及び秋芳中学校からは路線バス、また、厚保中学校及び於福中学校からはJR美祢線等の公共交通機関を利用し、徒歩や自転車での通塾が困難な地域の生徒についても通塾することができるよう、平日は午後5時過ぎから午後7時前の時間帯に、土曜日についても同様に、公共交通機関を利用して通塾が可能な午後2時半から午後4時半までの時間帯に授業を実施しているところであります。

しかしながら、議員御指摘のように、本市は市域が非常に広く、公共交通機関がない地域も多いため、バスの停留所やJR美祢線の駅から自宅が離れている生徒については、停留所や駅から保護者のお迎えが必要となります。

また、美東地域や秋芳地域から塾までは片道30分程度かかるとともに、水曜日と土曜日以外の開設日については、部活動終了後の時間帯に公共交通機関の利用ができませんので、来塾には保護者の送迎が不可欠となっております。

11月26日の時点で34人の生徒が通塾しておりますが、大嶺中学校から22名、伊佐中学校からは5名、厚保中学校から5名及び美東中学校から2名という内訳となっております。

議員のおっしゃるとおり、美東地域及び秋芳地域の生徒は少ない状況にあります。

「知のトビラ」の授業において、交通事情等で通塾が難しい場合には、子どもたちの学びの選択肢を狭めることのないように1人1台のタブレット端末を貸与しており、御家庭、あるいは最寄りの公民館等の公共施設からオンラインで受講するなど、できる限り柔軟な対応をするといった内容を保護者説明会において説明したところであります。

また、土曜日の「挑戦のトビラ」の授業は、フィールドワークが中心でオンラインによる参加は困難であります。今後も美東地域及び秋芳地域の生徒が「知のトビラ」の授業において、オンラインで塾のスタッフに質問できるようにし、塾に来られている美祢地域の子どもたちとつなぐことによって、ともに切磋琢磨できる環境をつくるなど、オンラインでもオフラインでも学ぶ環境がしっかりと確保できるよう工夫していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） ありがとうございます。

公設塾mineto、本当に民業とちょっと違う観点から入った教育機関ということで、本当に生徒——これからは、そういう魅力的な教育を1人でも多くの子に受けてほしいということで、やっぱり地域差が出てはいけない、やっぱり教育の公平性ということからすれば、やはり、少しでも多くの生徒に参加してほしいというのが本音だということです。

これから、確かに距離的なものはあるかもしれませんが、そういったもの——フィールドワークとかの際は、ぜひ、美東・秋芳地域でやって、ほかの子が臨時でも参加できるような、そういうふうな取組が必要なのかなと思っております。

ありがとうございます。

○副議長（山中佳子君） 答弁はよろしいですか。

○2番（山下安憲君） 大丈夫です。すみません。

では、3番目にいきます。

本市における再生可能エネルギー対策についてということです。

政府が今年のサミット前に、2030年までに二酸化炭素排出削減46%を目指すと言いました。しかし、イギリスで開催された国連の気候変動会議COP26では、地球温暖化対策に後ろ向きな国ということで、化石賞というのを頂いたわけですね。

美祢市でいうと、化石賞といたら何か新しい化石が見つかったんかということで、何か喜ばしいニュースなのかなってちょっと見てたらですね、とんでもなかったということでした。これはもう、イメージ的には、国際的には不名誉なことなんです。

日本は、近年においても化石——化石というか、石油とか石炭のエネルギーに依存度が高くて、今こそ速やかな再生可能エネルギーへの転換が求められていくことは、もう言うまでもないことだと思います。

ただ、美祢市とかのような山、森林の多いところは、新しくそういうふうな大きなもの、再生可能エネルギーの施設を造るとかいうことになると、平野部が少ないので限られてくるということがあります。

美祢市は、平成28年から令和2年にかけて、再生可能エネルギー、メガソーラーの設置状況が10倍ぐらいになっているんですね。本当に、所狭しと造られたメガ

ソーラー——メガソーラーというのは、家庭とか自家発電用とかいうのではなくて、どちらかという、売電目的で企業が造られたものが多いと思います。

今後、美祢市において、そういうふうなエネルギー対策として寄与していくのには、ちょっとメガソーラーは、企業の意向もあるんでしょうけど、どうなのかなというところがあります。

そして、平野部が少ないわけですから、今度は、所狭しと並んだ、じゃあ、次にどこに造るかとかいうふうになったときに、そういった大きなものっていうのが、どうしても場所的に選ばざるを得ないのが森林部ということになってくるんですけども。やっぱり、森林っていうのは、はい来ました、はい切りました、はい使いますっていうふうには、すぐすぐできるようなものではなくて、必ずそれにまつわる、使う規制があると思うんですね。

で、調べていくと、森林に関しては、どうしても、この使い方をしているので切らないでくれというんですね、保安林制度というのがあります。

あまり、ちょっと私も最近まで聞き慣れなかったもので、どうかと思うんですけども、保安林制度って一体何なのかということで、御説明お願いいたします。

○副議長（山中佳子君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 山下議員の御質問にお答えいたします。

議員お尋ねの保安林とは、水源の涵養、災害への防備、生活環境の保全・形成、あるいは保健休養の場の提供など公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づきまして、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林であります。

保安林に指定されますと、こうした森林の機能が失われないように、一定の行為制限、例えば、立木の伐採や土地の形質変更等が規制されることとなります。一方で、森林所有者等には、固定資産税の免税等の優遇措置が取られます。

また、本市では、国有林で約300ヘクタール、民有林では約1万1,500ヘクタールの保安林があり、厚東川ダム上流域に位置するなど水源流域となっていることから、ほとんどが水源涵養保安林に指定されており、市内の森林面積の約3割を占めております。

ちなみに、保安林の種類というのは、全部で17種類ほどございます。

このほか、保安林の有する公益的機能の維持・向上を図るため、保安林の機能強化や管理に必要な事業、例えば、県営治山事業や市が行う森林整備事業、森林研究



整備機構による水源林造成事業などを行っております。

市としましては、保安林の指定等の許認可事務は、国または県の事務ではございますが、水源涵養機能を有する保安林を適時適切に配置し、森林環境を保持していくことも重要な森林政策の1つであると考えております。

以上です。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） 保安林ですね、こういうふうな事情のあるものです。

この保安林、やはり水源の涵養とか、土砂崩壊とかを防ぐ目的で指定されているものがほとんどなんですけれども、どうしても、そういうふうには目的があって、そこに存在しなければならないというものなので、存在してしかるべきということなんです。

だから、そこを何か変えようとかいうふうになると、甚大な被害が起こったりとか、環境面で影響が出たりするというのがあるという、それをきちんと明確に書いてあるというところなんです。

ところが、再生可能エネルギーというのを推進していくってことにあたって、保安林というものがあるところに大きな構造物が建てられるという、そのターゲットになる場合があります。

そこで、本当は、もうそこは水源の涵養とか、ちゃんと目的が決まっていて、これ崩しちゃ駄目だよっていうふうにする一方で、林野庁が再生可能エネルギーのほうを重視しているんでしょうか。その指定の解除のためのマニュアルづくりをしまして、保安林指定を早く解除できるような、ちょっと後押しをしているような動向が見受けられます。国としては、再生可能エネルギーをどんどん取り入れて、世界に負けないようにして、そして、脱炭素を目指すというのは分かるんですけども。

よく考えてみると、保安林——森林ですよ。例えば、風車1つにしよ、1つを建てるのに1ヘクタールは全部切ってしまうなきゃいけない。それを、今ちょっとお話が出ている風車の話でも17基といいますから17個、しかも、それに17本の登っていく道を造らなきゃいけないって、相当な森林の伐採が想定されるということになるんですけども。

実際、それだけ切って森林がなくなった状態っていうのは、脱炭素と言えるのか。

実際、木をいっぱい切って、そして、構造物を建ててエネルギーをつくります。じゃあ切った木の存在価値って何だったんだろうということで、逆にそういうことをすること自体で、脱炭素から遠のいていくのではないかと僕は思うんですけども、皆さんどうお考えでしょうか。

例えば、風車にすれば、建てて17年、大体約17年の耐用年数ということになります。ところが、その切られた木を植え直して、また元に戻そうと思ったら50年かかるということで、2030年とか40年とか、皆さん、何か目標に向かって突っ走るのは分かるんですけども、自然のほうは追いついてないということで、結局、達成できないのではないかとというふうなことは、もう思うところであります。

やっぱり、大きな構造物を造る森林、保安林のある山っていうのは、美祢市としても大切なものですから、そういったものに改変を加えるということは、美祢市、そして美祢市民としてもちょっと懸念が——ちょっとどこではありませんね、これが財産なので、それを害するのは、本当にいかななものかというふうな気持ちはあります。

太陽光発電もそうなんですけれども、大きいものを造ると思えば、もうここ美祢市は、もう所狭しとメガソーラーありますから、もうどこに造るかっていったら、もう本当に個々の家庭とか、または小学校、中学校の大きな施設の屋根とか、そういうふうなものを利用して、なるべく小さな面積でも効率よくできる、発電ができるっていうのが理想なのではないかと僕は思います。

そうですね、前回の一般質問で篠田市長がおっしゃられてました。今年6月に開催されて、国・地方脱炭素実現会議において、2050年脱炭素社会の実現に向けたロードマップ、これの重点政策の1つに、屋根置き自家消費型の太陽光発電の導入というのが掲げられていると。まさに、それは本当に場所が狭くても、狭いところほど効果があるのではないかと思います。

ただ、やっぱり大きなもので今度はするっていうことになると、大きな破壊を生むということで、やはり、ちょっとこちらのほうの大きな建物を造るといっはいかなものか。やっぱり、こちらのほうには、ブレーキをかけるのが筋ではないかと私は思うんですけども、この見解、エネルギー政策全体としての見解、そして——すみません、今日ぶっ通しでちょっと質問していたんですけども、市長として、今日の私の一般質問に対して言葉があればと思うんですけども、意見を頂け

たらと思います。

○副議長（山中佳子君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山下議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

通告にありませんでしたので、しっかりした準備はできてないわけですが、エネルギー政策については、やっぱり国民的な議論は必要だろうというふうに考えております。

有識者の間では、一方で、再生可能エネルギーの使用率は18%で、いくら頑張っても50%が精いっぱいじゃないかという有識者の意見もあるわけですが、世界が、もう再生可能エネルギーの活用に向かっているのは事実で——向かっております。

議員がおっしゃったように、先ほど、施設の屋根貸しという部分がございます。今後、公共施設の設置については、それを必ず検討しなければなりません。

したがいまして、両総合支所の建設についても、太陽光パネルの設置についても、検討も進めているところでございます。

それと併せて、やはり電力の地産地消ということも今後見据えていかなければなりません。現在、いろんなところと地域の電力のそういった地産地消がどうできないかというところは、検討を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、きちっとしたお答えはできませんが、再生可能エネルギーをどうするのかということは、本当に総論賛成、各論反対という部分も多うございますので、国民的議論が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山中佳子君） 山下議員。

○2番（山下安憲君） ありがとうございます。

この再生可能エネルギーのお話、本当に、こちらを立てればこちらが立たないとか、そういったものもあるかと思えます。

ただ、本当に目標に向けてやっていくとすれば、何が一番効率がいいのか、なるべく犠牲にしないようにするためには、どういった方法がいいのか、しっかり考えていかなきゃいけない議論だと思います。

このエネルギーの問題は、本当に目標の——何ていうんでしょう、ゴールを決められているので、そこまでに突っ走るときに、ちょっと走り方を間違えると大変な

ことになりますので、それだけはないように、しっかり自治体として考えていけたらと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

〔山下安憲君 自席に着く〕

○副議長（山中佳子君） この際、午後1時10分まで休憩をいたします。

午後0時08分休憩

---

午後1時08分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。杉山武志議員。

〔杉山武志君 発言席に着く〕

○7番（杉山武志君） 無会派の杉山でございます。また、本日本日お付き合いいただければと思います。

長い休憩時間の後の爽やかな気持ちの中、大変申し訳ないんですけど、一言、嫌なお話をさせていただければと思います。

最近といいますか、この一般質問等でお話をする中で、時折、以前質問を受けておりますがとかいう発言があります、執行部の答弁の中でですね。

それで解決する、もしくは進捗が図られている内容であればよしとするんですけど、昨日のお話の中にもありました、まだ検討中のままというのもありまして。

我々議員は、市民の代表者でありまして、複数の議員から同様の質問がなされた場合、もしくは、同一の人物から再度の質問がされた場合、市民の強い要望があるんだということを認識していただいて、それに対して誠意のある発言、執務をしていただきたいなと思っております。

また、言い換えますと、推進が遅い、弱い、未着手っていう市民からの警鐘であろうとも思いますので、ぜひ、誠意を持って真摯に対応していただきたいなという思いがしましたので、この場をお借りして、ちょっと発言させていただきます。

また、できない理由をこうこうだからできません、できない理由を考えるんじゃなくて、できる理由を考えていただきたい、どうせならですね。希望に沿えなくても、提案、代案を提言できるような、そういうふうな市、執行部の姿勢っていうのを見せていただきたいなと思いますので、ぜひ、よろしく願いいたします。

では、本日の私の一般質問に入らせていただきます。一般質問順序表に従いまして、お話を進めさせていただきます。

現在、美祢市——美祢市だけではありませんが、人口減少の問題を抱え、同僚議員より、人口減少対策に対する質疑は何度かなされております。

執行部におかれましては、先ほどお話もありましたが、空き家バンク登録の推進や来福台の宅地販売等々取り組まれており、空き家バンクに登録された家屋につきましては6件から7件の問合せや見学が申し込まれているという状況を、以前も私お話したと記憶しておりますけど、市内外から住居を求められている件数は増えてきてるのではないかと、私自身感じております。

美祢市には、不動産業を営まれる方が少なく、移住・定住を推進し、人口減少の歯止めを考えるなら、今日、午前中にもありました公営住宅、この活用も必要だろうと思います。

しかしながら、市内にたくさんの市営団地、空き家があるにもかかわらず募集がされていない、これでは、美祢市に住みたい、住み続けたい方々を迎えることはできないのではないのでしょうか。

今日、午前中のお話の中に、随時募集という前向きな制度改正があったというふうにも伺いましたが、まず、現状を——本市の現状をお知らせいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

本市の市営住宅における管理戸数は、令和3年12月1日現在、35団地826戸となっております。このうち、公営住宅法に基づく公営住宅は720戸であり、そのほかにも、特定公共賃貸住宅は79戸、定住促進住宅は14戸、その他住宅は13戸となっております。

なお、各住宅における入居者数を合計いたしますと、約1,100人という状況であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

以前、議員より公営住宅の空き家、解体の質問をされた際に、適正戸数というお

話が出ておりました。適正戸数、人口に対する公営住宅の在り方といいますか、適正戸数、それに近づけるために、どのような計画、それに基づいてどういうふうにしておられるのか、お考えを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

公営住宅の適正戸数については、平成31年3月に、国土交通省の公営住宅等長寿命化計画策定方針に基づき、令和元年度から令和10年度までの10か年計画として、美祢市営住宅長寿命化計画を策定しております。

この長寿命化計画では、将来の世帯数や民間賃貸住宅の家賃の推計などを基に、公営住宅の入居条件を満たす世帯を推計する国土交通省作成のプログラムを活用し、令和10年度の公営住宅の目標管理戸数、いわゆる適正戸数を603戸としております。

したがって、耐用年数を超過している住宅などについては、修繕に係る費用の費用対効果などの観点から、新規の入居募集を停止し、将来解体を行う予定の管理住宅、いわゆる政策空家としているところでございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

市民の声の中には、災害時には貸せる状態なのになぜ貸さないんだろうとか、空いているならなぜ貸さないのか、将来解体するまでの間だけでも貸してほしいといった声が私のほうにたくさん届いております。

執行部が管理している——お話の中に、将来、解体予定の政策空家がどれだけあって、どのようにしようとしてらっしゃるのか、再質問させていただけたらと思います。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 杉山議員の再質問にお答えをいたします。

政策空家は、令和3年12月1日現在、17団地132戸ございます。このうち、解体が可能な政策空家は52戸であります。解体できない80戸については、長屋建ての建物における政策空家であることから、その棟の全戸において、退去が完了しないと解体できないという状況でございます。

解体が可能な政策空家については、予算の範囲内で順次解体を行っており、令和

2年度には9戸の解体を実施したところでございます。令和3年度においても6戸の解体を予定をしております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

一旦入居されますと居住権が発生しますから、政策空家への入居募集ができない理由も理解できます。

しかしながら、耐用年数が到達、もしくは到達予定の住居におきましては、安全性の確保といった面も難しくなってるわけですから、今お話がありました箇所に対しては、移転のお願いをし速やかに解体すべきではないかと。

空いておれば、入らせてくれというお話になりますし、そうは言うても危ないんだというお話であれば、早く解体しなさいよというお話になりますし、そのところをいかがお考えか、再々質問になりますけど、よろしく願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 杉山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、移転の推進については、下領北団地の建て替えがありまして、それにあたりましては、平成24年度に、既に耐用年数を超過していた中村団地など、近隣の3団地22戸の入居者に対し、建て替え後の下領北団地への移転をお願いする通知及び意向確認を実施し3戸の入居者の方に移転の御協力をいただいたところであります。

耐用年数を超過した住宅に入居する方々は御高齢の方が多く、住み慣れた住宅を離れることや新しい住宅への入居による家賃の上昇等、抵抗感をお持ちの方が多い傾向にあります。

つきましては、今後、移転のお願いを実施する際には、引っ越し費用などの移転補償や段階的な家賃設定による激変緩和措置などを検討した上で、入居者の状況に配慮した移転の推進をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今までにお話しさせていただいた中に、行政におかれては、人口に対する適正戸数、耐用年数による政策空家対策といった課題があるんだなど

いうところが読み取れます。

また、市民からは、解体予定が立たないなら、それまででも入居したいという要望もあります。

こういうふうには、課題点は随分と絞られているんじゃないかと思うんですが、その課題に対して、どのように取り組まれるように思っているのか、ちょっと伺えればと思います。お願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 西田建設農林部長。

○建設農林部長（西田良平君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、公営住宅の管理戸数720戸から政策空家数132戸を除きますと588戸であり、令和10年度の目標管理戸数603戸に近い状況にあります。

したがいまして、美祢市営住宅長寿命化計画の目標を達成するためには、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、政策空家を含む長屋建ての建物の入居者に対する移転の推進や、政策空家の計画的な解体が課題となっているところでございます。

住宅の解体につきましては、設計ベースで1戸当たり約250万円程度必要となりますので、政策空家を一斉に解体することは、本市の財政状況を鑑みますと非常に困難な状況ではありますが、できる限り迅速な解体を計画的に進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 今、解体費がこれだけかかるんだというお話で——解体を進めていかないといけないとは思いますが、解体の計画も必要でありましょうけど、その前に、移転に対する移転補償、激変緩和措置っていうお考えもお持ちだろうと思うんですが、そこをまず固めておいて、それから解体の話というふうにしないと、今住んでおられる方がいらっしゃるわけですから、そちらのほうを先に検討していただきたいなと思っております。

私の希望としましては、市内に住居に困っておられる方、または市内から美祢市に入ってきてきたいと、なかなか先ほどの空き家バンクのお話もありましたけど、それにはちょっと手が届かないといった方々もいらっしゃると思います。解体のめどが立つまで、安全対策を講じて希望者に入居させていただきたいというのが私の思い



であります。

少し視点は変わりますが、政策空家対策としまして、法律上、払下げっていうのが可能だと思います。どちらが得策なのかというのは、また検討していただくとして、こういった方向性も、現在入居して居住されておられる方が求めておられるようでありましたら進めないといけないと思いますし、ぜひ、入居を希望される方々への要望に沿って検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、市内中学校の在り方についてのお話をさせていただきます。

今、定住対策のお話をさせていただきましたので、次に、少子化対策のお話をさせていただきます。

少子化対策におきましては、計画の進捗を図るに——はるかに上回る勢いで、子どもたちの数が減っているというふうに私聞き及んでます。

少なくなったら統合とかいうのではなくて、少なくならない方策っていうのも必要ではなかろうかと。よく、教材費の助成とかしていくんだっていうふうな案も持っておられますけど、本日は、部活のことについて、お話をさせていただきますと思います。

希望する部活を求め市外の中学校に進学される方、学力の向上を求め保護者が転勤してまでも市外の中学校に進学される方、理由はまちまちでありましょうが、今お話ししましたとおり、本日は、数年前から国が進めております合同部活・地域部活に向けた市内中学校の在り方について質問させていただきます。

国は、少子化が進む地域における部活への方針としまして、また、教職員の働き方としまして、合同部活・地域部活を令和4年には取り組み、令和5年には実施するといった旨の——趣旨の文書が出ておろうと思います。

県庁所在地などは、中心地で多くの子どもたちを抱えており、実感がないことから取組が遅く、少子化を迎えた地域におきましては、団体競技を廃部し個人競技への移行、それとか、学校統合という形で乗り切ろうとしているのではないのでしょうか。

私は、社会人となり組織の中で働く上でも、団体競技は必要であると考えておりますし、この問題は、運動部に限らず、ブラスバンドとか文化部にも影響してくることではないかと思っております。

本市教育委員会におかれましては、どのようにこれに対応すべく取り組まれている

く御予定か伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、杉山議員の合同部活・地域部活動への取組についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、美祢市内の児童生徒数は減少の一途をたどっており、各中学校の部活動においては、部員数の不足から団体種目が成り立たなくなる状況が見られ、学校と生徒や保護者、学校運営協議会等が協議して、種目数を減らす等の対応が否応なしの状態となっております。

種目によっては、チームを編成することが困難な人数になった段階で、在籍する生徒がいる間は、救済措置としてほかの学校と合同チームを編成して、中学校体育連盟等の大会に出場する学校もあるのが現状であります。

しかしながら、さらなる生徒数の減少から厳しい状況になることが予想され、団体種目の部活動を廃部にし、個人種目の部活動のみの運営に変更せざるを得ない学校が増加することが考えられます。

そのような中、令和2年9月に、スポーツ庁、文化庁及び文部科学省から、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についての方針が示されたところでございます。

これによりますと、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と、学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、その第一歩として、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策と、実現に向けたスケジュールが示されたところでございます。

具体的には、休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域人材が担う、地域部活動として行うよう、令和5年度以降、段階的に学校部活動から地域部活動へ転換していくことや、地域の実情を踏まえ、特に少子化の影響が大きい過疎地域においては、地方自治体の判断に基づいて、広域で複数の学校同士の合同部活動を推進し、地方大会への出場を可能とするなどの合理的かつ効率的な部活動の推進を図ることが述べられております。

教育委員会としましては、部活動について、自らの興味や関心に応じてスポーツや文化に親しむとともに、人間関係や多様な経験を通して様々なことを学ぶ機会として、子どもたちの健全育成にとって重要な役割を果たしていると考えております。

そのためには、子どもたちの希望に応じて部活動の種目を選ぶことができる多様な選択肢をつくることが重要だと考えております。

そこで、国が示した前述の方針を受けるとともに、美祢市の生徒数の推移や部活動運営の現状を踏まえて、令和5年度から休日の部活動を段階的に地域部活動に移行することや、複数の合同部活動を創設し、その活動及び運営を地域部活動へと移行するなどについて、本市の方向性、実施や実現に向けての課題、あるいは今後のスケジュール等を事務局内部、中学校長会及び美祢市中学校体育連盟と協議を始めたところであります。

併せて、山口県教育委員会や山口県中学校体育連盟とも協議を重ね、実現に向けての支援、山口県中学校体育連盟の主催する大会の運営の仕組みづくり及び出場規則の改正等について働きかけをしているところであります。

今後は、生徒、保護者、あるいは地域の皆様に対して、今後の方向性やスケジュールを示すとともに、地域での活動や運営の受皿となる各種スポーツの競技連盟、スポーツ少年団、芸術文化団体及びスポーツ推進委員などの地域の指導者の方々を巻き込んでの協議の場を設定し、本市の実情やそれぞれの種目や地域の実情に応じた多様な部活動の在り方について検討していきたいと考えております。

そして、本市の子どもたちにとって、興味・関心に応じた多様な活動ができる地域部活動の創設に鋭意取り組んでまいり所存であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

本市教育委員会におかれましては、県や中学校体育連盟——中体連、中体連と言いますが、中体連への働きかけがなされていること、私自身耳にしており、とても感謝いたしております。

生徒の数が減ってきますと、おのずと教職員の人数も減り、現行の部活の運営自体困難になってこようかと思えます。

そこで、市民から部活指導員を募集し、この制度をより導入することによることが善策ではないかと思うんですが、その点につきまして、いかがお考えか伺います。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、杉山議員の部活動指導員の導入についての御質

問にお答えをいたします。

議員御指摘の部活動指導員については、運動部活動において、技術・技能等の専門的な指導を教員が行うことが難しい場合に、教員に代わって部活動の顧問として、技術指導や試合での監督の役割を担う地域の方で、部活動の趣旨を御理解いただき適切な指導を行うことができる人材を、学校からの推薦に基づいて教育委員会が会計年度任用職員として任用しているところでございます。

市内では、現在、学校からの希望をもとに、大嶺中学校と美東中学校に1種目ずつ計2名の部活動指導員を配置をしております。

さきに御説明しましたとおり、休日の部活動における地域への移行、市内全域での合同部活動及び地域部活動の創設をするためには、検討や準備の期間が必要であり、様々な課題を解決した上で、実施可能な種目や地域から段階的に移行していくこととなります。

その際、円滑に移行するには、現在は教員が運営を担っている部活動に部活動指導員を配置し、教員と一緒に指導していただきながら、いわゆる勝利至上主義などに偏らない部活動の趣旨を理解していただくことや、生徒や保護者との対応等、部活動運営についてのノウハウを習得していただくなどし、徐々に移行していくことが必要であります。

しかしながら、現在、部活動指導員は、国や県の補助事業を活用し、その報酬や交通費を捻出していることや、指導技術などの専門性や指導できる時間帯の問題から、部活動指導員を引き受けていただける人材が不足していること等の課題があるため、今後は、予算確保や人材育成を踏まえた上で、部活動指導員の増員について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

さきにお話ししましたとおり、希望する部活がないために、市外の中学校に進学される方、これが、私が伺っている中ででも複数人いらっしゃいます。

今、教育委員会がここ数年かけて、（聞き取り不可）の造成等頑張っておられますが、それ以前に、もう子どもたちがいなくなってしまうという現状があります。

今、教育長のお話があった国や県の補助事業、報酬や交通費を捻出ということがありました。市独自施策として、ほかの市町にモデルになれるような予算の配算とか、将来ある子どもたちの育成のために予算を確保することは、市長、できないものでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

昨年、文科省の審議官ともお話をさせていただき、私と考えは一致したというのが、いずれも地域統合型スポーツに移行しなければならないという考えは一致したわけでございます。

部活動は、基本的には、本当に子どもたちが望むスポーツが続けられるようシステムをつくるべきだと考えております。

ただ、主体は子どもでございます。子どもが、いかにこのスポーツを通して、クラブ活動を通して成長していくかということが何よりも大事でございます。

したがいまして、このシステム構築のためには、それぞれの各競技団体との調整も必要だろうと思えますし、本当に指導員の質が問われてくる案件だと思っております。

したがいまして、この予算確保については、本当に最大限配慮したいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

ぜひ、子どもたちの夢がかなうように、予算を組んでいただけたらなと思うんですが。

くどくなりますが、小学校、中学校が終わって、山口や長門へサッカーを習いに行く子たちもいます。ちょうど折しも今、次年度の予算の編成とかいろいろしておられます。苦しい中で、いろいろ編成されておるんでしょうけど。

これ、中学校の問題には限りませんが、市民のためになる予算の編成、市民を増やすための予算の執行をぜひお願いできればと思います。ぜひ、よろしく願います。

国は、合同部活から地域部活への移行を示唆しており、先ほどお話がありました、

中学校体育連盟の主催競技への参加条件など、まだまだ課題は残っております。

本市では、先ほど、合同部活と地域部活ってというのがお話の中でいろいろと混在してたんです——していたんですが、その位置づけといいますか、また、地域部活への移行っていうものについて、モデル校の設定——この地域、この学校とこの学校といったようなモデル校の設定など、どのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、杉山議員の地域部活動への移行についての御質問にお答えをいたします。

議員も御指摘なさっているとおり、急激に、児童生徒数が減少していくという本市の現状を踏まえるとともに、教職員の働き方改革を推進することを考えた場合、国の意向を受けて、休日の部活動を地域へ移行することや、子どもたちの興味・関心に応じて部活動の種目を選ぶことができるように、市内全域で、合同部活動として地域部活動を創設することは、喫緊の課題となっております。

しかしながら、この取組を推進していくためには、広い市域に中学校が点在する本市において、部活動ごとに生徒の移動手段をどのように確保するのか、長い移動時間に伴う生徒の負担をどのように軽減するのか、また、部活動を運営する人材や活動の受皿となる団体をどのように確保するかなど、解決しなければならない課題が山積しております。

また、国が示している部活動改革には、活動時の安全確保などの責任を地域部活動の運営主体が担うこと、さらには、活動する際に必要な用具や活動場所の使用料及び指導者への謝金などの経費については、受益者負担の考えから、地方自治体が減免措置を講じたり、行政が一部を補助したりしながらも、保護者が負担することが示されておりますので、地域部活動を推進するためには、新たな予算確保、保護者が経費を負担するための仕組みづくり、あるいは地域部活動を円滑に運営する仕組みづくりも必要となってまいります。

そのため、教育委員会としましても、議員御提案のように、モデル校やモデルとなる地域を指定し、課題を解決する方法、美祢市全体や各地域の実情及びそれぞれの種目の実情に応じた部活動の在り方を研究・検討していくことが必要であると考えております。

したがいまして、国の令和4年度予算の文科省——文部科学省概算要求の中に示されている地域部活動の推進に関わる事業への応募等を行い、今後も国や県の事業等を積極的に活用しながら、美祢市中学校の部活動改革を進めてまいりたいと考えております。

さらには、この取組を推進していくには、教職員、保護者及び地域の皆様方の部活動に対する意識を大きく変えていくこと、そして、地域で部活動を運営していくための受皿となる各種団体やスポーツ少年団などの多くの市民の皆様方の御支援が必要不可欠でありますので、今後は、学校や地域での説明、協議、あるいは協力をお願い等を推進に向けて取り組んでまいりますので、本市の子どもたちのために、御理解と御協力をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） 市長、また予算の話が今出ましたけど、よろしく願います。

今、お話がありました、文部科学省への概算要求、これっていうのは、行っていただいたということによろしいんですかね。応募を行ったということですね。ありがとうございます。取り組んでいただくと非常にありがたい。

今、るるお話がありましたけど、そのほかにも保護者の方からは、校区の指定があるから、希望する部活のある学校に進学できないというお話も出ております。校区がそれぞれにありますんで、その地域に住んでいて、あそこの中学校にはバレー部があるんだがとかいった場合でも、その学校には進学できない。

これも、私の1つの案として聞き流していただいても結構なんですけど、市内の全中学校を1つの学校、例えば、美祢中学校というふうに考え、大嶺分校——大嶺は本校でもいいですけど、どこかが本校になって、あとは秋芳分校、美東分校というふうな形を取れば、校区というのが撤廃されて、それぞれに——通学の問題等はお出ましようけど、それぞれに思った学校へ、部活のある学校へ進めるという考えもできるんじゃないかと思っております。

それと、先ほど部活の関係で、時間がというお話もありました。時間は今、小学校とかも英語教育が始まって、夏休みが少し短くなったりもしておりますけど、全校エアコンが設置されておりますんで、夏休みを15日、冬休みを5日といったふ

うに削減すれば、現在の6時間授業とかを5時間授業に軽減でき、子どもたちの日々の授業に対する負担も減りますし、そういった部活動とか、そういったほうへの取組ができる時間ができるんじゃないかと。

夏休みとかが減ると、子どもたちは、おもしろくないって思うかもしれませんが、逆に、子どもたちは、このコロナ禍において何を言うかと思っただけです、友達と遊びたい、友達に会いたって言うんです。ですから、決して、こういう取組というのはできないわけでもないんじゃないかと思えます。固定概念にとらわれず、新たな手法による新たなまちづくりが必要ではないかというふうな考えを持っております。

先進地に倣ってではなく、美祢市が先進地になってもいいわけですから。将来、美祢市に戻ってくれる、美祢市をつくってくれる子どもたちに、ぜひ投資をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3番目になります。

美祢市の市民長寿対策、これについて、お話をさせていただきたい。

最後になりましたけど、市長は今年、健幸百寿プロジェクトを打ち出されております。これは以前、予算の段階で、私一度質問させていただいておるんですが、現在、コロナ禍において、様々主張が出ておるのではなかろうかという観点から、この健幸百寿プロジェクトの進捗状況、これについて教えていただけたらと思っております。お願いします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

本市では、昨年8月27日に、公立大学法人山口県立大学との間で締結いたしました、包括的連携協力に関する協定に基づきまして、その具体的取組として、市民の皆様健康管理、発病予防及び未病段階での早期発見、これらを科学的根拠に基づき効果的に進めることにより、市民の皆様健康寿命の延伸を図る施策、いわゆる、みね健幸百寿プロジェクトを本年度から実施しているところでございます。

本プロジェクトの事業概要等につきましては、本年3月の市議会定例会の一般質問において答弁させていただきましたとおり、プロジェクトの柱は、市民の皆様健康寿命の延伸であり、その実現のために、次の4つの取組を推進しているところでございます。



1つ目でございます。若い世代からの健康意識を醸成するための小中学生を対象としたがん教育の実施。

2つ目は、保健・福祉・医療・介護データを活用し、健康に関する行動変容を促す仕組みを検討、構築するデータサイエンス研究会を山口県立大学と共同設置し、この研究会において、市民の皆様の健康寿命阻害要因の分析と対策、また、百寿者、長生きしていらっしゃる市民の方の健康寿命延伸要因の分析と普及を推進すること。

3つ目は、これからの保健・福祉・医療施策において、データ等による科学的根拠に基づいた施策を展開していくために必要となる、データ分析や立案を担うことのできる人材の育成であり、職員のスキルアップを図ること。

4つ目は、保健・福祉・医療・介護データ活用基盤を構築し、科学的データによる根拠に基づいた施策を展開することでございます。

それでは、議員御質問の当プロジェクトの進捗状況についてお答えいたします。

まず、1つ目のがん教育の実施でございます。

これにつきましては、山口県立大学との実施調整及び教材準備を終え、3学期の実施に向けて、教育委員会及び市内小中学校長と協議を進めているところであり、来年度以降も順次開催することとしております。

次に、研究会組織についてでございます。

本年6月16日に山口県立大学内において、社会福祉学部及び看護栄養学部の関係教授の参画の下、「生活・健康・福祉をDXで考える研究会」が設置され、本プロジェクトが始動し、現在まで4回の研究会が開催されております。

この研究会において、健康寿命を阻害する要因分析を行うにあたり、市民の皆様の健康診断データ、または疾病情報データの収集と生活習慣情報を聞き取る市民アンケートの双方を個人データとしてマッチングさせ、このデータを大量に蓄積・分析することにより、各個人の疾病危険度を目に見える形で通知するアプリ、「美祢市版疾病危険度通知アプリ」を開発することが方向づけられたところであります。

このアプリが完成いたしますと、各個人の生活習慣による疾病の危険度が御自身で確認できるようになります。このアプリを活用し、市民の皆様の健康意識や将来における御自身の健康将来像への意識を高めるとともに、疾病予防等にお役立ていただきたいと考えております。

現在、市民アンケート実施に向けた細部の調整及びアンケートシステム開発と動

作環境の調整を進めている段階であり、ウェブ版アンケートシステムを今年度末までに完成させた後は、アンケートの実施や各種データを収集する計画としております。

なお、美祢市版疾病危険度通知アプリの本格運用につきましては、一定量のデータ収集と分析期間を経てからとなりますので、本格運用を開始できるのは、プロジェクトの3年目となる令和5年度を予定しております。

また、健康寿命延伸要因の分析については、来年度当初から、市内の長寿者及びその家族等を対象とした調査を実施する予定で、研究会において協議、調整が行われているところであります。

次に、人材の育成についてでございます。

本年4月から、市職員1名が山口県立大学大学院健康福祉学研究科に入学しております。

大学院では、社会福祉学、看護学及び栄養学の学際的融合の下、人々への健康づくりのための保健・福祉サービスに関する高度な知識・技術を習得することとしております。

また、大学院での学習を通して、健康・福祉サービスに関する様々な事象について、懐疑的に読み進めることで問題点を洗い出し、その解決方法について、データ等で導き出すことのできる力を養っております。

このことにより、根拠に基づいた政策立案ができる職員を育成しているところであり、今後は、事務職員のみならず保健師等を含め、継続した人材育成に取り組みたいと考えております。

令和3年度におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を施した上での作業となり、多くの関係者による対面での協議や訪問活動が困難であったため、大学生が本市に調査に入り、地域健康課題を解決するフィールドワークの実施等は見送られております。

結果として、本プロジェクトは、当初の工程から一部遅れている部分もありますが、今後はその遅れを取り戻すべく、鋭意取り組んでまいり所存であります。

山口県立大学との共同実施となる同プロジェクトを通して、市民の皆様が健康で安心して、いつまでもこの地域に住み続けられる環境づくり、さらに、年齢や性別にかかわらず、共に支え合い、健康でアクティブな生活を送ることことができるま

ちづくりを一層推進してまいりますので、市議会議員の皆様及び市民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

今お話がありました、プロジェクトから本実施について3年かかるというのが、ちょっと長いなという気がしました。

それと、昨日ですか、同僚議員の質問の中で防災アプリがありまして、防災アプリの登録者数が1,048名登録されたというお話でした。

コロナ禍において、実質的なアンケートの実施っていうのは大変厳しいものがあるんじゃないかと思うんですが、防災版アプリ——ウェブ版アンケートシステム、これに頼らざるを得ないのかなという気持ちもあるんですけど。ウェブアンケートシステムやアプリっていうのを、通称ガラケーしか持たない、もしくは携帯やパソコンを持たない高齢者にどう適用されていくのか、少し疑問を感じていくところではあります。

それと、長くかかった調査、アンケートがそれで終わらないように、ぜひ活用していただけることを願っております。

確かに、コロナ関連も次々と新たな変異株が発生しており、今オミクロン株ですか、また出まして、警戒が必要となってきたんじゃないかと思います。そうした中で、この進捗を図っていくというのが大変厳しいだろうなという思いは持っております。

先日、MYTの放送を見ておりますと、市長は、こういったことも補うような取組をされているように感じました。市民健康づくりへの取組っていうことで、多様にわたって取り組んでおられるなという思いをいたしましたんですけど、ほかに取組をされておられれば、その項目ですとか進捗状況、こういったところを教えてくださいませんか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 杉山議員の御質問にお答えいたします。

本市では、平成28年3月に策定いたしました、いきいき健康みね21に基づき、少子高齢化が進む状況の中、本市の地域性に応じた課題について、家庭や地域、社会

全体で支援する環境づくりの推進と、地域住民が自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、一人一人の生活の質を高めることができる健康づくり運動を推進しております。

計画のスローガンには「こころと体と地域がぶち元気 みんなでつくろう元気みね」を掲げ、市民・地域・関係機関・行政が一体となって取組を推進することで、地域力が高まり、健康で元気なまちづくりの実現を目指し、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、先ほど議員がおっしゃったように、本年度においては、4月に大塚製薬株式会社と、市民の健康づくりの推進に関する事項を含めた包括連携に関する協定を締結、さらに11月には、明治安田生命保険相互会社と、健康増進に関する連携協定を締結しましたことから、今後は、双方が有する人的・物的資源を有効活用することにより、本市の健康づくりへの取組が一層推進することを――進展することを期待しているところでございます。

一例を挙げますと、がん検診の受診率を上げるための告知及び啓発活動について、従来は行政主体で行っておりましたが、民間のノウハウや人的ネットワークを活用させていただくことにより、未受診者の方々への多角的アプローチが可能となるなど、新たな効果も期待できます。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、健康教育や健康づくりイベント等、従来の活動内容を制限せざるを得ない状況であり、加えて、市民の皆様への健康づくりに関する啓発活動も、地域のイベントなどの中止が相次ぎ、限定された活動内容となっております。

一方で、長引くコロナ禍の影響により、市民の皆様の外出機会、運動機会、あるいはコミュニケーション機会等の激減による健康面への影響も憂慮しているところでございます。

このような状況下であるからこそ、市民の皆様の健康意識の醸成、日々の健康管理、そして健康づくりへの取組は急務であると考えております。

今後も、連携協定を締結した2社を含めまして、あらゆる資源を活用して市民の皆様々の健康づくりに取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

先ほどもお話ししました、調査やアンケートがそれで終わってはならないというお話しをしましたが、包括的連携協力協定や連携協定と、協定協定となって、協定ばかり増えて、それが協定の締結だけで終わってほしくはないと思っております。

つきましては、このたびの協定により、どういったことを可能に——先ほど、概率的にはお話しされましたけど、どういったことを可能して——可能とするものなのか、少し掘り下げて述べていただけませんかでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 再質問にお答えしたいと思います。

このたびの協定締結を機に、明治安田生命様の例でございますけど、日頃の活動で訪問されている家庭、また企業に対し、特にがん検診の受診の勧奨、そして健康づくりセミナー、そして運動教室の我々がやっていく案内を——案内活動をやっていただく予定としております。

特に、このコロナ禍で、がんの受診率が本当に下がっております。そして、山口県内が女性のがんの健診率も全国で最低だというデータも出てるわけでございます。

私自身も昨年、がんで妹を亡くしておりますので、特に、生涯がん罹患する率っていうのが、男性で65%、女性が50.2%と、2人にお1人ががんにかかれて、そして、3人に1人が死亡する病気だと。で、5年以上の生存率は約6割、4割の亡くなった方のうち、2割は早期発見しておれば治っていたというデータも出てるわけでございます。

そういった部分で、ぜひ、あらゆる機会を通して、がんの健診率を上げていきたい、受診勧奨に期待するところでございます。

また、福祉の市など、市内イベント会場において、特に、明治安田生命様が持たれている血管年齢や野菜摂取度測定とか、そういった機器もお持ちのようでございます。ぜひ、そういった健康測定機器を持ち込んでいただいて、来場者の皆様に楽しみながら健康に関して考えてもらえる健康測定会や健康イベントなどを共同で開催できるというふうに考えております。

何度も言いますように、行政だけでは不十分なところがあります。これは、いろんな方の力をお借りし、特に民間企業のノウハウ、またネットワーク、そういったものを最大限活用させていただきながら、市民の健康意識の醸成、また健康管理の

ほうにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 杉山議員。

○7番（杉山武志君） ありがとうございます。

せっかく様々な協定等を締結されて、市民のためにということで取り組んでおられるので、それを市民の皆様には細やかにお知らせし、協定というものをフルに活用して邁進していただきたいと思います。

市民の健康と子どもたちの喜びを願っているというのは、私も同様であります。それを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。本日は、ありがとうございました。

〔杉山武志君 自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君） この際、2時15分まで休憩いたします。

午後2時04分休憩

-----  
午後2時15分再開

○議長（竹岡昌治君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○13番（三好睦子君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の三好睦子です。2点について、お尋ねいたします。

深刻な人口減少の打開策についてお尋ねします。

美祢市の人口は、合併当時は2万9,822人でしたが、現在は、11月現在2,287人です。

○議長（竹岡昌治君） もう一度言い換えてください。二千幾らとおっしゃったんです。

○13番（三好睦子君） 2万2,870人です、すみません。

合併当時は2万9,822人、現在は2万2,870人です。このままでいくと、5年後には2万人を切ってしまうのではないかと危機感を持っています。何とか人口減を食い止めなくてはなりません。人口を増やすにはどうするか。本当に、真剣に、本気で、即、待ったなしで考えなくてはなりません。日本全国で人口が減っている、美

祢市に限ったことではないなどとは言っておれません。

出生率を上げ、人口を増やすためには、子育て支援が大きな鍵です。全国的には、出産前から18歳まで切れ目のない支援で人口を増やしている自治体もあります。県内では、周防大島、和木町、県外では、島根県邑南町、岡山県の奈義町、大分県の豊後高田市などが成功しています。

その取組を参考に探ってみました。そこには、若い人を呼び込む子育て支援策がありました。

その一例ですが、在宅育児支援手当、満4歳までの児童で保育園等に入園していない児童養育者に、児童1人につき月額1万円を支給、また出産祝い交付金事業、第1子は10万円、2子は15万円、3子は20万円、4子は30万円、5子以上は40万円の支給の支援があります。高等学校就学支援金の支援もありました。生徒1人当たり年額9万円を在学中3年間、毎年支給等々です。中でも共通しているのが、学校給食費の無償化と教育費の負担軽減、高校卒業までの医療費の無償化でした。

そこで、1番目の学校給食費の無償化と所得制限の撤廃について、2番目の教育費の負担軽減について、3番目の高校卒業までの医療費の無償化について、これは3月議会でもお尋ねしていますので、一括で質問させていただきますが、答弁については、担当課も違いますので、別々をお願いいたします。

まず、学校給食の無償化と所得制限の撤廃についてです。

当時の回答では、7,500万円程度の市の負担が増加する試算となります。給食費の無償化に係る国や県の財政措置が講じられていないことから、美祢市単独の実施は、非常に困難な状況にあると考えているとのことでした。

全国的には、国や県等の財政措置がなくても、子育て支援の立場で実施に踏み切っている自治体もあります。

2番目の教育費の負担軽減についてです。

これですが、義務教育は無償となっていますが、入学時の私費——私費の負担で比重が大きいのは、制服、かばん、上履き、体育着など学校指定品です。小学校は、机、ランドセル、中学校でも入学当時は約9万円が必要です。

岡山県奈義町を見ますと、高校就学支援で1人当たり年間9万円を在学中の3年間、毎年支給しています。美祢市もせめて小学校、中学校の入学時に入学祝金の支援策を設けてはどうでしょうか。

次の、医療費の高校卒業までの無償化と所得制限の撤廃についてです。

何よりも命です。医療費は高校卒業まで、18歳まで所得制限をなくして、どの児童生徒も安心してお医者にかかれる、安心して住むことのできる支援策はできないかとお尋ねします。

3月議会の回答では、少子化対策チームの立ち上げにより効果的な事業の選択を行い、優先順位をつけて、何が一番効果的な事業であるかということを検証してまいりたい。その検証の中で判断すると回答をいただいています。その結果はどうなったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） それでは、三好議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まずは、学校給食費の無償化についてであります。

学校給食に係る令和3年度の状況としましては、本市では、小学生837人、中学生483人に学校給食を提供しているところであります。

経費負担については、学校給食法に規定が設けられ、同法第11条第1項において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、設置者の負担となる。また、同条第2項においては、第1項以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると規定されているところであり、本市においても、この規定に基づいて、給食費を保護者に御負担いただいているところであります。

文部科学省が平成30年7月に発表した直近の調査によれば、全国1,740自治体のうち、小・中学校の給食費の無償化を実施する自治体は76自治体で、全体の4.4%となっております。それ以外に、小学校のみを無償化する自治体が4自治体、中学校のみを無償化する自治体が2自治体となっております。

また、小中学校ともに無償化している76自治体のうち、人口1万人未満の自治体が56自治体で、全体の73.7%であり、また、71自治体は町村で、全体の93.4%を占めている状況にあります。

無償化の対象となる児童生徒は、全国の在籍児童生徒数に占める割合でいえば、児童では0.6%、生徒では0.7%になります。

山口県内の状況を見ますと、三好議員御指摘のとおり、市では、平成30年度から岩国市が、萩市においては令和4年度からの実施に向けて検討されているところで



ありますが、そのほかの市では、恒久的な財政負担を伴うことから実施していない状況にあります。

学校給食に係る歳出額については、施設・設備及び運営に係る経費として、令和3年度当初予算では約1億8,000万円を計上しております。これに、美祢市の在籍児童生徒数で年間の給食費を試算しますと、1食当たりの保護者負担額は、児童が270円、生徒が310円で、年間約200食であるため、全体で7,500万円程度の市の負担が増加する試算ということで、先ほど議員からも御指摘をいただきました。

また、本市においては、施設の老朽化に伴い、現在、学校給食センターの新設の検討を行っており、さらに多くの財源が必要となります。

所得制限なしで子育て世代を呼び込む施策として御提案いただいておりますが、現在の財政状況を鑑みますと、給食費無償化に係る国や県の財政措置が講じられていないことも含め、本市単独での実施は、現在も非常に難しい状況にあると考えております。

続いて、教育費の負担軽減についてであります。

義務教育における教育費については、大きく学校教育費と学校外教育費の2つに分けられると考えております。

学校教育費については、PTA会費などの学校納付金、給食費、修学旅行費、学用品費及び制服代が代表的なものであります。

次に、学校外活動費については、学習塾、習い事、家庭教師代及び参考書代などが考えられます。

これらの経費がどの程度必要であるのか、少し古いデータではありますが、文部科学省の平成30年度調査では、公立学校の場合、小学校では年間約32万円、6年間では約193万円、中学校では年間約49万円、3年間で約147万円となっております。

この調査結果には、学校外活動費が含まれておりますので、学校外部分を除くと、小学校では年間約11万円、6年間で約64万円、中学校では年間約18万円、3年間で55万円となります。

これが私立であれば、小学校は約5倍、中学校では約3倍になるというような調査結果が出ております。

平均的な金額であります。これを本市の児童生徒数で試算すると、小学校では年間約2億8,000万円、中学校では約2億4,800万円、学校外活動費を除いた場合、

小学校では約8,700万円、中学校では約9,100万円、市の負担が増加することとなります。

先ほどの給食費の無償化と同様に、無償化に係る国や県の財源措置が講じられていないことなどから、本市単独の実施は、財政上極めて難しいのではないかと考えております。

しかしながら、三好議員の御説明にあるとおり、小学校あるいは中学校の特に入學時においては、保護者の皆様に多くの御負担があることは十分認識しております。議員の御提案内容については、しっかりと受け止め、全体的な子育て世代の支援策の1つとして、今後検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 続きまして、高校卒業までの医療費の無償化についてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、こども医療費助成については、平成28年8月から、市民税所得割が13万6,700円を超えない世帯を対象に小学生の医療費自己負担額を、また、平成30年8月からは、同じ所得制限内で中学校までに拡大して、市独自の助成事業として実施をしておるところです。さらに、令和元年10月からは、小学生に係る所得制限を撤廃し実施しているところであります。

議員御質問の高校卒業までの医療費の無償化であります。県内の他市の中には、所得等の制限があるものの18歳までを対象とされているところもあり、拡大の必要性は認識しているところであり、様々な子育て支援の事業の中から優先順位をつけて実施できるように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員から少子化対策チームの検討状況について御質問をいただきましたので、御回答させていただきたいと思っております。

まずは、本年4月に、少子化対策を総合的かつ効果的に調査・検討するため、庁内横断的な組織であります少子化対策プロジェクトチームを設置したところがございます。

また、現在までに、少子化対策ワーキンググループ会議、これを4回開催し、出

生率に影響を及ぼす要因の分析並びに少子化対策の具体的な取組方策の検討を行っているところでございます。

具体的には、出生率に及ぼす要因の仮説に対して、客観的なデータを基に分析を行い、一例を挙げますと、出生率や有配偶率に対して、男性の正規雇用の割合が強く関与していることの分析結果が出ているところでございます。この分析結果につきましては、また議員の皆様方にはお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

ある程度の分析や分析結果が出ましたので、今後は、今度は子育て世代から見た多方面の少子化対策の具体的な取組方策について、実現性及び有効性を精査した後、令和4年度当初予算に事業費を計上していくこととしております。

したがいまして、議員がいろいろと御提案いただきました、これも全て検討の中に入っているということをし添えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 今、全て検討の中に入っているということなんですが、私もいつも思ってたんですけど、今回は出しておりませんが、子ども——出生率が少ないというのは、やはり先ほど言われましたように、働く人、若い人たちの働く労働時間っていうのが長くて、残業が長くて、そして、また低賃金、不安定な雇用で低賃金になっていると。そうしたところが、出生率の少ない原因だということが大きな問題になっております。今回は、それについては取上げませんでしたけど、今回市長がおっしゃられましたので、まさにそのとおりです。そのとおりです。

そして、先ほど、優先順位でっていうことなんですが、どのように検討されたかということ、4回目の会合を開いたって言われましたが、早くしないと、もう子どもが少なくなってから慌てたって駄目なんですよ。

他市を見れば、いろんなさっき言いましたように、いろんなことをやってるわけです。遅れをとって、もうみんなやった後からこうやって、美祢市に来てはいただけません。やはり、人口を増やすために頑張ってやっていかなければいけないのではないのでしょうか。早く——検討、検討ばかりの言葉では納得できません。どうかよろしく申し上げます。

○議長（竹岡昌治君） 質問ですか。

○13番（三好睦子君） いいでしょうか。市長にお尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） 答えられますか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 少子化対策チームは、今年度立ち上げて、今年度中に結果を出して来年度の予算に反映させようという取組でございますので、急いで結論を出すこととしております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） よろしく申し上げます。

4番目の官民一体となった取組についてお尋ねします。

奈義町では出生率を伸ばしています。子育て支援政策は十分ですが、それだけではなく、世代を超えた全地域——地域全体の子育て、市民の協力、住民を核とした活動があったと記されていきました。他の自治体も官民一体となって活動が報告されていきました。人口減少を止めたいと、若い人を呼び込みたいと、この気持ちが一致しての活動です。

美祢市でも、自分たちがいきいきと暮らしていくこと、若い人を呼び込み地域を活性化させること、また、そういったことで、若い人達が立ち上がろうとしているグループがあります。地域のニーズはもちろん、若い人たち、子どもたちに夢と希望を形にしたいと、全世代誰もが住みよい地域にしたい、住み続けられる地域にしたいと、若い働くお母さんの少しでも助けになりたいと、子育てを応援したいという住民の活動が今芽吹いています。こんなときこそ、タイミングよく、行政とのマッチングが必要ではないかと思えます。

年度末の予算を待たずに、補正を組んででも、すぐにでもその活動が進んでいくように活動を応援していただきたいのですが、お考えをお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 官民一体となった人口減少の取組についてということで、三好議員の御質問にお答えします。

本市における官民一体となった取組と申しますと、まず、市民が参加されている美祢市定住促進協議会に対して支援を行っております。

Iターン者、Uターン者及び市内で活動されている皆さん17名で構成される美祢市定住促進協議会では、移住・定住者としての柔軟な発想や意見により、新たな移

住者を生む仕組みづくりや相談に取り組んでおられ、市として活動を支援しているところでもあります。

次に、婚活イベントに係る開催経費補助を行っております。

具体的には、市内に事務所を置く団体、または、やまぐち結婚応援団の登録を受けている団体が、結婚を希望する独身男女の交流や健全な出会いの創出を目的として実施されるイベントに係る経費について、10万円を上限に補助対象経費の2分の1の額を補助して、令和3年度は、市内に事務所を置く団体が7月中旬に開催されておられると聞いております。

私からは以上ですが、引き続きお答えします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 私のほうから、母子保健推進事業について御説明をさせていただきます。

地域で安心して子どもを産み育てていただく環境づくりを進める施策の1つとして、本市では、母子保健活動に熱意を有する市民の54名の方に、美祢市母子保健推進員を依頼し、母性及び乳幼児の健康の保持増進に努めております。

具体的には、妊婦及び0歳から3歳までの乳幼児のお宅を訪問し、母子の健康状態や子育てについての相談を受けたり、子育てサークルの開催などを通じて、妊娠から出産、そして子育ての不安や悩みを相談、解消する活動を行っていただいております。

このように、本市においても、市民の活動に対して支援を行うとともに、市民の豊富な経験を次世代に生かしていく取組を行っており、今後も引き続き、市民の皆様とともに、人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） ありがとうございます。

今までの既存のグループの支援のことを述べていただきました。

私がちょっとお尋ねしたいのは、そういったこともあるというのを知りたいんですけど、今まさに、もうこうしてグループつくろうか、生まれようかっていうときのグループがあるんです。それについて、今は予算が4月じゃないと駄目ですから、それが実際予算を立てて、4月で、実際に執行できるのは6月なんだというようなことも聞きましたけれど、それでは間に合わないんです。

だから、補正組んででも、少しでも、その——それは、ある既存の市の建物を使って、そこを拠点に活動しようっていうグループなんですけれど、6月の予算執行まで待てないんです。早く補正組んでいただけないかと、市長にお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、ちょっと具体的な例を示されましたけど、原課から報告を受けております。

当初は、おっしゃられる組織のことと、そして、我々が提案した組織——こういう方式がありますよという提案が差があったようでございますので、それを調整させていただきながら、補正がいいのか、どういう対応がいいのかっていうのは、また御回答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） なるべく早く、よろしく願います。

こういうのがあると、また次々と生まれてきて、いろんな活性化が図れると思いますので、よろしく願いいたします。

5番目の子育て支援にかかるコーディネーターの配置なんですけれど、この6番目の子育て世代の就労支援についても関連がありますので、一緒にお尋ねします。

子育て、勤務と忙しい子育て世代に行政との情報、そしてまた、人との資源を適切に結びつける、そして調整していく、就労支援についても、パソコン教室や資格が取れる教室などを行うコーディネーターが必要です。地域福祉課には、地域子育て支援班がありますが、実際はどのように関わっておられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） それでは、三好議員の御質問にお答えをいたします。

まず、子育て支援にかかるコーディネーターの件でございます。

三好議員御発言の在宅育児支援手当や出産祝い金については、本市において実施していないのが現状であります。

しかし、多子世帯保育料軽減、保育園等副食費及びこども医療費等、市が負担して保護者の負担軽減に努めております。

また、一般不妊治療、特定不妊治療、出産時のタクシー、妊婦健康診断——診査

受診補助券及び産婦健康診査受診補助金の交付等、各種助成を実施しており、今年度からは、多胎妊婦健康診査費の助成を新たに開始をしたところであります。

さらに、美祢市保健センターでは、妊婦学級、両親学級、産後ケア事業、妊婦歯科健康診査及びこんにちは赤ちゃん事業等を実施しており、併せて、子育て世代包括支援センターを設置して、妊娠期から子育て期を安心して過ごせるよう子育て支援に係る相談業務を行っております。

また、本年4月から、地域福祉課内に、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭及び妊婦等の相談支援業務を行っております。

続きまして、子育て世代の就労支援についてお答えをいたします。

現在、子育て世代に限定した就労支援は行っておらない状況ではございますが、市が就職相談事業、人材育成講座開設事業等を業務委託で実施しており、サンワーク美祢内に就職相談室を設置し、職業相談や就職支援講座を開催しております。その中において、パソコン講座やビジネスマナー、職場見学及び職場体験訪問支援等を実施しており、多くの方に御利用をいただいているという状況であります。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） ありがとうございます。

これで、いろんな——今のいろんなコーディネーターとかいらっちゃって——そうですね、こういった今の美祢市にいろんな施策情報があります。これを知らなかったということがないように、コーディネーターを配置していただいて、2人目、3人目が生みやすくて育てやすい、手厚いものになることを望みます。

7番目の市外在住者へのアンケートの調査の実施について、これについてですが、市外の——美祢市外の方が外から見て、美祢市をどのように思っておられるか聞きたいところでしたが、時間がないのでパスさせていただきます。

そして、8番目の子育て施策のPRについてに移ります。

美祢市の子育ては、他市に劣ってないものもたくさんあるようではありますが、さらに充実をして、全国に負けない取組を全国に発信していただきたいのです。

また、4月からはいろいろあると言われましたので、この情報をホームページやSNSなど、誰もが簡単に、すぐに見つけていけるように工夫して発信をしていただきたいものです。

これについては、明日の石井議員が質問されるようなので詳しくお尋ねませんが、他市では、邑南町とか奈義町とかは、庁舎の前に横断幕とか垂れ幕——懸垂幕とかして、「子育て日本一」とか、「子育てをするなら〇〇町です」とかというようなのを立てておられるんです。そうしたことを美祢市でもして、通られたときに、あっ、ここで子育てしよう、移住しようっていうようになっていただくようにPRしてはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 志賀市民福祉部長。

○市民福祉部長（志賀雅彦君） 三好議員の子育て施策のPRについての御質問にお答えをいたします。

まず、本市では、子育て応援サイト「つぼみねっと」により、子育てに必要な情報を総合的に配信をしており、市のホームページからのほうもリンクをしておるところでございます。

また、2019年には、本市の子育てに関する情報を1冊にまとめた美祢市子育て支援ガイドブックを作成しております。

これは、妊娠期から子育て期に必要な保健・福祉の制度や施設の紹介など、子育てを支援する情報を分かりやすくまとめたガイドブックであります。ぜひ、子育ての支援に役立てていただけたらと考えております。

さて、子育てに関するキャッチフレーズ等の横断幕や懸垂幕を作成し、観光客等の目のつきやすい場所に掲示してPRしたらいかかという三好議員の御提案ですが、キャッチフレーズ等の選考や掲示場所の都合など課題もありますので、順次、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 9番目の財源についてお尋ねいたします。

先ほども、幾ら要る、こんなにこんなにたくさん要る、こんなにたくさん要る、市としても要ると言われましたけど、それだけ市民も要るんです。それで、何とか負担を軽くしていただきたいと思います。

それで、財源についても、すぐ何か言えば、お金がないとか言われるから、ちょっと財源について考えてみました。

これは、よそで——他市でしたけれど、ふるさと納税を全て子育てに使って、子



育てに成功しているというところもありました。

政府は、今回臨時国会を12月6日から17日の会期で臨時国会を調整しておられます。この中で、2021年の補正予算案の成立を目指すと報じられています。

こうした下で、全国知事会は4日に、地方自治体における地方創生臨時交付金の地方単独事業分について——この地方単独事業分は、原則として使途に制限のない自由度の高い交付金であり、住民の幅広い要求を実現する財源となるものです。

また、新型コロナウイルス感染症対策地方創生交付金の増額等もありますので、こういったことを活用させていただきたいと思います。

財源の捻出を市民の負担に強いるのではなく、国や県、こうした補助金を探して、取って来て、探して、見つけてやっていくのも執行部の腕の見せどころだと思うのですが、こうした面でいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 三好議員の御質問にお答えいたします。

議員が言われたように、執行部として財源を探していくのは、本当、我々の責務であるというふうに認識しておりますので、それについては、本当おっしゃるとおりでございますので、今後、また努力してまいりたいというふうに思っております。

それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額分を定住、子育て施策に使ったらどうかという御質問に対してお答えしたいと思います。

議員御説明のとおり、全国知事会は、去る11月4日に、政府・与党に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額等についての要請活動を行いました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の地方単独事業分は、地方公共団体が新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業の実施に要する費用の全部または一部の事業を対象とした交付金であり、使途に制限のない自由度の高い交付金ではありません。

一方で、政府は11月19日に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の閣議決定を行われ、令和3年度補正予算及び令和4年度予算で構成された国費約44兆円を16か月予算として、一体的に予算編成を行うこととされております。

この閣議決定された経済対策には、令和3年度の地方交付税を増額することが明

記されており、併せて、全国知事会の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額されるなど、経済対策の予算が執行されれば、財政状況が厳しい本市においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況にある地域経済や市民生活を好転、回復させるための対応策や、困られている市民に安心感を与えることができる支援策を実施してまいりたいと考えております。

また、本市において最も重要な課題は、少子化対策であります。併せて、少子化の要因は多様で重層化しており、課題の解決に向けては、総合的な取組が必要であります。このため、令和4年度当初予算では、新たな少子化対策にも取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 私が、この子育てのことと人口——出生率を上げるための、子どもを増やすための対策、また、子育てで何が一番重要ですかねと複数のお母さんに聞きましたら、誰もが同じように恩恵を受ける給食費——学校給食費の無償化がいいんじゃないかということ聞いておりますので、よろしく願いして、次に進みます。

2番目の会計年度任用職員についてですが、この会計年度の——構成についてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 会計年度任用職員の構成ということでよろしいでしょうか。（発言する者あり）三好議員の御質問にお答えします。

初めに、会計年度任用職員制度の経緯と概要を御説明いたしますと、この制度は、これまで、全国の自治体で様々な形で任用されていた臨時、非常勤職員に対して、任用根拠の明確化、適正な任用、あるいは勤務条件の確保を目的に、令和2年度から導入されたものであります。

本市における会計年度任用職員数ですが、本年8月1日現時点で434人、これは市全体職員の41.2%に当たります。これを男女の割合で言いますと、男性は63人で14.5%、女性は371人で85.5%となります。

年代別で見ますと、全体で、20代までが36人、30代が52人、40代が124人、50代が111人、60歳以上が111人であり、20代から40代が全体の48.8%、約半数を占めて

おります。

職種においては、一般事務職、保育士、給食調理員、介護保険における認定調査員、あるいは小中学校の生徒児童の生活支援など、様々な分野で市の行政サービス維持のため勤務していただいている状況であり、会計年度任用職員は、本市においては必要不可欠な存在であると認識しています。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） すみません、先ほど、ちょっと学校給食費を無償化したら一番ですよと言いましたけど、それは声ですけれど、本当に子どもたち、人口を増やしていきたい、美祢市に来ていただきたい、出生率を上げたいと思えば、一番子育てにお金がかかるので、そこをかからんような——かからないようにしていくので、全てを網羅して若い人に来ていただきたいというのが私の気持ちです。すみません、途中で。

今の会計年度ですが、いろいろありがとうございました。

約半分の——2分の1の方が、会計年度職員の方が美祢市を支えておられるということで、本当に敬意を表したいと思います。

これについて、給食調理員の——職業別でいえば給食調理員もということなんですが、夏休み中はどうしておられるのかと思うことと、それから、フルタイムとパートタイムとあるようですけど、この違い。また、フルタイムの人が——パートの人がフルタイムに移れるかどうかということも知りたいのですが。それと、すみません。時間がないので、ちょっと一緒にパッと合わせてください。有休や昇給、転勤などについてお尋ねします。

先ほどの説明で——年代別言われましたよね。20代から40代の方が約半数でした。それで、若い人たちが支えていると。そして、若い人たちは有休が——若い人たちは、学校の行事とか、子どもが体調を崩して病院に連れて行くのに、また小児科がないから——美東の場合は——美祢は小児科があるんですけど、秋芳・美東は小児科がないため小郡のほうに——山口とか行かなくてはならないため1日休暇を取らないといけないということで、そのために休暇を取ると有休が10日では足りない、会計年度の方ですね。

で、1年超すごとに10日プラス1になるようですけど、子育ての特別休暇が設

けられないかなと思うんです。それか、また時間単位で休暇が取れたらいいのかなとも思うんですが、この点についてお尋ねします。

それと、昇給ですが、半数の方が——これ、美祢市はどうか分かりませんよ。私  
が持つてる資料の中では、NHKも何か放送したようですが。200万円——年間200万  
円未満の方が多いいということなんですが、昇給があるのかないのか。

また、転勤についてですが、以前はパート——臨時の方は転勤がなかったように  
思うんですけれど、最近は転勤があるようです。そのときは、働く人たちは、先ほ  
ども言いましたけど、20代から40代の若い方が……

○議長（竹岡昌治君） 三好議員、会計年度職員の——御存じなんですか、1年ご  
との契約というのは。

○13番（三好睦子君） 会計年度任用職員制度。

○議長（竹岡昌治君） その仕組みを御承知の上での質問でしょうか。

○13番（三好睦子君） 知ってますよ。調べました。

○議長（竹岡昌治君） 転勤なんてあるわけ……

○13番（三好睦子君） 資料があります。

それで、転勤にしても、本人の同意を取られているかどうか。また、転勤等につ  
いて、等のところがありますので。

○議長（竹岡昌治君） 異動じゃないんですか。

○13番（三好睦子君） 産休について。産休については、正職員の場合、14週ありま  
すけれど、会計年度の方にもあるのかないのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 最初にお断りしておきます。たくさん質問があつた  
ので、漏れがあつたら、再度お願いできればと思います。

三好議員の御質問にお答えします。

まず最初に、この会計年度任用職員全体のことについて、いま一度御説明させて  
ください。

まず、任期は1会計年度ごとに定められており、給与面については常勤職員の給  
料表を適用し、制度導入時に国の指針や近隣自治体の状況、本市の現状を踏まえ、  
適切に設定しているところであると認識しております。

また、制度上の大きなポイントとして、期末手当の支給が可能となったこと、再度の任用時の給与決定の際には、職務経験を考慮する、いわゆる昇給的な部分が変わったことなどが挙げられます。

次に、処遇面についてであります。労働基準法及び育児介護休業法に規定する休暇を整備するなど、国の非常勤職員の例に倣い、常勤職員と均衡が図られた制度を構築しており、導入前に比して、給与・処遇の両面で大きく改善されたと認識しております。

具体的な内容について、今回御質問されましたので、答えていきたいと思っております。

最初に、フルタイムとパートタイムのことがあったと思っておりますが、フルタイムについては、常勤職員と同じ時間で勤務する職員を指し、パートタイムについては、それより短い時間で勤務する職員を指します。

令和3年、本年8月時点の434人中、フルタイムは119人、パートタイムは315人となっております。

続いて、有休制度についてであります。

年次有給休暇につきましては、労働基準法の規定を基準に、勤務日数や任用期間に応じた日数を付与しております。最初の任用時は最大で10日となりますが、継続して任用された場合は、年数に応じて日数が増加していき、最大で20日となります。付与時期について、任用当初であり取得しやすい環境にあると考えております。そのほか、夏季休暇を最大3日付与しております。

また、特別休暇として、子の看護休暇を設けております。小学校就学前の子を持つ職員に対し年5日、小学校就学前の子が2人以上の場合は10日を付与しております。

続いて、昇給について御質問があったと思っております。

昇給については、制度上、昇給の概念はありません。再度の任用の際には、市の会計年度任用職員としての経験年数を加味して給与を再決定しているところであります。

続いて、転勤について御質問があったと思っておりますが、会計年度任用職員の配置については、募集時に勤務形態等の意向を確認しており、その中で、勤務地域について本人の希望を確認した上で行っております。必要とする職の状況や応募人数によっては、必ずしも本人の希望に沿うとは限らないことは認識しております。

最後に、産休については、産前休6週間、産後休8週間を無給の休暇として設けております。

それから、先ほど言い忘れましたが、年休については、時間で——時間給として——時間で付与しております——時間で取得できるようにしております。

以上です。足りないところがあったらおっしゃってください。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） ありがとうございます。

それで、一番気になる場所なんですけど、産休なんですけれども、無給になるわけなんですけれども、この産休の間、育児——産休と育児期間を取った場合、育児期間は1年半年なんですけれども、その代替の職員は置かれないと聞いたんです——聞いてません、資料で見たんですが、代替職員は置かないことになって、職員の補充はないままで忙しくなって、もう在籍がしづらくなって本人から退職してしまうということになりかねないのではないかという問題点も明らかになっておりますが、この点についてと、それから——それについてお尋ねします。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 産休についてですが、産前産後休業期間中、育児休業期間中の期間中は、健康保険、厚生年金保険料の支払いは、被保険者、事業主とも免除となっております。

なお、国においては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、令和4年1月1日から非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和等がなされることとなっております。

具体的な内容は、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の新設……（発言する者あり）すみません、もう一度言いましょうか。すみません。

産前産後休業期間中、育児休業期間中の期間は、健康保険、厚生年金保険料の支払いは、被保険者、事業主とも免除となります。

なお、国においては、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、令和4年1月1日から非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和がなされることとなっております。

具体的な内容は、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の新設、産前産後休業の有休化であります。

このため、本市においても、国に準じて適切に対応するよう検討しているところであり、会計年度任用職員の妊娠・出産・育児等における処遇が向上できるよう、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） どうもありがとうございました。それで——本当にありがとうございます。

非正規の固定化や雇用の不安というのがありますが、会計年度という仕組みは1年契約ということは、非正規雇用の固定化につながるのではないかと考えます。雇用が継続されるかどうか、不安ではないかと思うのです。

保育士や病院の人たちは、命を預かる仕事です。会計年度職員という非正規の職員でも、仕事は責任——仕事内容——責任は同じです。私たちが、市民がこの人は会計年度と、この人は正職員と区別して見るわけではありません。責任も仕事も皆同じようにかかってくると思います。

フルタイムは退職金の対象ですが、パートは対象ではないと考えます——だと思うのですが、どうでしたっけ。

会計年度職員の全員の、今パートの方をフルタイムに起用できないかどうか、お尋ねいたします。

○議長（竹岡昌治君） あと3分しかございませんので、簡潔に答弁願います。

○総務企画部長（藤澤和昭君） 最後のところだけお答えしますと、そのまま任用替えすることは不可能です。

不可能というのが、今のままではできないということです。新たに、正規の職員としての採用に応募していただいて任用することは可能ですが、単純に会計年度任用職員の任用替えということはないです。

すみません、パート、フルタイムですか。それは、それぞれのこちらの条件と働かれる方の条件によって決まっていくものと思います。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） あと、3分と言われましたけど、前の議員のときは5分越してましたが、私は駄目なんですか。

○議長（竹岡昌治君） あと、2分でお願いします。もともと会計年度職員のことを

もう少し勉強されておられたら10分ぐらい省けたんです。どうぞ。

○13番（三好睦子君） しっかりと勉強したつもりですが。

それで、先ほどちょっとよく聞こえなかったんですけれど、パートの方がフルタイムになる可能性はあるって言われた、難しいと言われましたか、どちらだったんでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 藤澤総務企画部長。

○総務企画部長（藤澤和昭君） このたびですかね、市報等でも伝えていますが、次期——来年度の会計年度任用職員の応募をかけておりますので、それで、パートあるいはフルタイム出しておりますので、それぞれに応募していただいて、こちらとしては採用の手続に入れば採用となると思います。

○議長（竹岡昌治君） 三好議員。

○13番（三好睦子君） 男女の差別はつけていただきたくありません、議長。

それで、少子化について……

○議長（竹岡昌治君） ちょっと待ってください。

○13番（三好睦子君） 国民の暮らしを支え、人間らしい生活を保障する政治、経済、社会への転換こそ、少子化を克服する道だと考えます。このことを伝えて、質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。（「言い逃げ」と呼ぶ者あり）言い逃げではありません。何かありますか。

○議長（竹岡昌治君） これで議会終わりません。私が男女差別したという、どこが男女差別ですか、おっしゃってください。

○13番（三好睦子君） 杉山議員のときには、5分過ぎて何も言われませんでした。私のときに、あと3分ですよということはどういうことでしょうか。

○議長（竹岡昌治君） 時間を守っておられたと思いますよ。（「私の場合は5分前でした」と呼ぶ者あり）

もう一度はっきり言ってください。私が、いつどのような差別したか。

○13番（三好睦子君） 私が15分でしたけど、15分から始まったので15分だと。

○議長（竹岡昌治君） あなたの勘違いじゃないですか。

○13番（三好睦子君） 始まりが15分でした。

○議長（竹岡昌治君） いや、あなたは15分ですけど、杉山議員はまた違うでしょう。



○13番（三好睦子君）　　そうですか。

○議長（竹岡昌治君）　　杉山議員は5分前に終わってます。

○13番（三好睦子君）　　すみません、私は……

○議長（竹岡昌治君）　　すみませんじゃないです、訂正してください。

○13番（三好睦子君）　　訂正いたします。

○議長（竹岡昌治君）　　それでは、終わります。もう軽々に言わないでください。

〔三好睦子君　自席に着く〕

○議長（竹岡昌治君）　　以上をもちまして、本日予定されました一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、明日行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時17分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月2日

美祢市議会議長

美祢市議会副議長

会議録署名議員

〃